

四 半 期 報 告 書

(第 6 期第 2 四半期)

株式会社紀陽ホールディングス

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

目 次

	頁
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	4
3 【関係会社の状況】	4
4 【従業員の状況】	4
第2 【事業の状況】	5
1 【生産、受注及び販売の状況】	5
2 【事業等のリスク】	5
3 【経営上の重要な契約等】	5
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	5
第3 【設備の状況】	12
第4 【提出会社の状況】	13
1 【株式等の状況】	13
2 【株価の推移】	27
3 【役員の状況】	27
第5 【経理の状況】	28
1 【中間連結財務諸表】	29
2 【その他】	82
3 【中間財務諸表】	83
4 【その他】	91
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	92

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月25日
【四半期会計期間】	第6期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
【会社名】	株式会社紀陽ホールディングス
【英訳名】	Kiyo Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片 山 博 臣
【本店の所在の場所】	和歌山市本町1丁目35番地
【電話番号】	(073)426-5111(代表)
【事務連絡者氏名】	グループ企画部グループ統括リーダー 堀 切 久 壽
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間（連結）会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成22年度 中間連結 会計期間	平成20年度	平成21年度
		(自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日)	(自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日)	(自 平成20年 4月1日 至 平成21年 3月31日)	(自 平成21年 4月1日 至 平成22年 3月31日)
連結経常収益	百万円	44,603	42,739	45,067	87,764	86,213
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	△247	3,992	6,341	△8,514	6,626
連結中間純利益	百万円	2,415	2,146	5,419	—	—
連結当期純利益	百万円	—	—	—	1,439	5,836
連結純資産額	百万円	127,226	150,814	174,541	125,335	158,900
連結総資産額	百万円	3,407,390	3,521,829	3,609,024	3,437,616	3,673,074
1株当たり純資産額	円	123.67	155.58	190.17	120.13	168.08
1株当たり中間純利益 金額	円	3.27	2.90	7.42	—	—
1株当たり当期純利益 金額	円	—	—	—	0.97	7.06
潜在株式調整後1株当 たり中間純利益金額	円	2.56	2.15	5.48	—	—
潜在株式調整後1株当 たり当期純利益金額	円	—	—	—	—	5.83
自己資本比率	%	3.67	4.22	4.77	3.59	4.27
連結自己資本比率 (第二基準)	%	9.38	11.08	11.27	10.96	10.90
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	△53,954	81,083	21,283	△81,562	137,171
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	59,250	△80,926	△34,068	77,381	△126,125
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△2,915	△2,948	△2,762	△2,124	△5,905
現金及び現金同等物 の中間期末(期末)残高	百万円	65,707	54,188	46,551	56,991	62,121
従業員数 [外、嘱託及び臨時従業 員の平均人員]	人	2,728 [1,172]	2,813 [1,239]	2,916 [1,219]	2,647 [1,181]	2,746 [1,226]

- (注) 1 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- なお、平成20年度における潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式を調整した計算により1株当たり当期純利益金額は減少しないので記載しておりません。
- 3 自己資本比率は、(中間期末(期末)純資産の部合計－中間期末(期末)新株予約権－中間期末(期末)少数株主持分)を中間期末(期末)資産の部の合計で除して算出しております。
- 4 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく平成18年金融庁告示第20号に定められた算式に基づき算出しております。当社は第二基準(国内基準)を採用しております。
- 5 平成20年度中間連結会計期間、平成21年度中間連結会計期間及び平成22年度中間連結会計期間の嘱託及び臨時従業員の平均人員は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。

(2) 提出会社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第4期中	第5期中	第6期中	第4期	第5期
決算年月		平成20年9月	平成21年9月	平成22年9月	平成21年3月	平成22年3月
営業収益	百万円	3,541	2,935	3,541	3,644	3,037
経常利益	百万円	3,313	2,710	3,302	3,194	2,618
中間純利益	百万円	3,309	2,710	3,300	—	—
当期純利益	百万円	—	—	—	3,186	2,617
資本金	百万円	58,350	58,350	58,350	58,350	58,350
発行済株式総数	株	普通株式 739,783,977 優先株式 49,836,500	普通株式 739,976,454 優先株式 49,636,500	普通株式 741,163,840 優先株式 49,003,500	普通株式 739,841,714 優先株式 49,776,500	普通株式 741,129,195 優先株式 49,039,500
純資産額	百万円	137,734	137,366	136,658	137,601	136,116
総資産額	百万円	142,768	142,409	142,792	142,625	142,405
1株当たり配当額	円	—	—	—	普通株式 3.00 第1種 優先株式 14.00 第4回 第一種 優先株式 15.00 第二種 優先株式 10.00	普通株式 3.00 第4回 第一種 優先株式 13.00 第二種 優先株式 10.00
自己資本比率	%	96.47	96.45	95.70	96.47	95.58
従業員数	人	54	58	79	57	77

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ（当社及び当社の関係会社）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	2,916 [1,219]
---------	------------------

(注) 1 従業員数は、株式会社紀陽銀行の執行役員2人、嘱託及び臨時従業員1,212人を含んでおりません。

2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成22年9月30日現在

従業員数(人)	79
---------	----

(注) 当社従業員は、株式会社紀陽銀行からの出向者（78人）及び同行の取締役との兼任者（1人）であります。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載しておりません。

2 【事業等のリスク】

当第2四半期連結会計期間における、本四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生、又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在しておりません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第2四半期連結会計期間（自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日）のわが国経済は、海外経済の改善や各種経済対策を始めとする政策効果などを背景に生産や設備投資および個人消費に持ち直しの動きが見られました。しかし、雇用や所得環境は依然厳しい状況が続き、後半には、海外経済の減速懸念が台頭する中、円高・株安の進展による景気の下振れ観測が強まるなど、先行き不透明な状況が続きました。

このような状況の中で当社グループは、お客さまとの接点強化による着実な成長を目指す方針のもと、総合的な金融サービスの提供に努め、業績の向上と経営体質の強化に取り組んでまいりました。その結果、当第2四半期連結会計期間の連結ベースでの業績は、次のとおりとなりました。

業容面では、預金等（譲渡性預金を含む。）につきましても、個人預金を中心に増強に努めた結果、当第2四半期連結会計期間末残高は3兆3,327億円（前第2四半期連結会計期間末比815億円増加、前連結会計年度末比648億円減少）となりました。貸出金につきましても、住宅ローン残高が順調に伸びたことから、当第2四半期連結会計期間末残高は2兆4,533億円（前第2四半期連結会計期間末比832億円増加、前連結会計年度末比77億円増加）となりました。有価証券につきましても、国債が増加したことなどから、当第2四半期連結会計期間末残高は9,889億円（前第2四半期連結会計期間末比1,107億円増加、前連結会計年度末比431億円増加）となりました。

損益面では、次のとおりとなりました。資金利益は、前第2四半期連結会計期間末に比べ預金利息が減少いたしましたことから、前第2四半期連結会計期間比1億44百万円増加し128億68百万円となりました。役務取引等利益は、引き続き預かり資産販売等に努めた結果、前第2四半期連結会計期間比18百万円増加し16億49百万円となりました。また、その他業務利益は、国債等債券売却益を確保したことなどから、前第2四半期連結会計期間比8億54百万円増加し19億36百万円となりました。以上により、連結粗利益は前第2四半期連結会計期間比10億16百万円増加し164億54百万円となりました。また、償却債権取立益や貸倒引当金戻入益を勘案した与信コスト総額が、前第2四半期連結会計期間比26億30百万円減少し△8億43百万円となったことなどから、四半期純利益は、前第2四半期連結会計期間比27億55百万円増加し37億51百万円となりました。なお経常利益は、前第2四半期連結会計期間比7百万円減少し23億98百万円となりました。

セグメントの業績につきましては、当社グループの中心である銀行業セグメントは、上記の要因等により、経常収益は200億59百万円、経常費用は178億69百万円、経常利益は21億89百万円となりました。また、その他のセグメントは、経常収益は26億18百万円、経常費用は24億4百万円、経常利益は2億13百万円となりました。

当第2四半期連結会計期間末の連結自己資本比率（第二基準）は、リスクアセット等が前連結会計年度末比47億円減少し、中間純利益を着実に計上したことにより、自己資本額が前連結会計年度末比61億円増加したことから、前連結会計年度末比0.37%上昇し11.27%となりました。

※連結粗利益＝資金利益（資金運用収益－資金調達費用）＋役務取引等利益（役務取引等収益－役務取引等費用）＋その他業務利益（その他業務収益－その他業務費用）

国内業務部門・国際業務部門別収支

当第2四半期連結会計期間の資金運用収支は、貸出金利息が減少したこと等から資金運用収益が前第2四半期連結会計期間比2億11百万円減少の151億21百万円となり、また預金利息が減少したこと等から資金調達費用が前第2四半期連結会計期間比3億55百万円減少の22億52百万円となったため、前第2四半期連結会計期間比1億44百万円増加の128億68百万円となりました。うち国内業務部門は、120億41百万円となりました。役務取引等収支は、前第2四半期連結会計期間比18百万円増加の16億49百万円となりました。うち国内業務部門は、16億36百万円となりました。その他業務収支は、債券関係損益が改善したこと等から前第2四半期連結会計期間比8億54百万円増加の19億36百万円となりました。うち国内業務部門は、12億24百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
資金運用収支	前第2四半期連結会計期間	12,111	613	12,724
	当第2四半期連結会計期間	12,041	827	12,868
うち資金運用収益	前第2四半期連結会計期間	14,711	938	317 15,332
	当第2四半期連結会計期間	14,266	1,074	219 15,121
うち資金調達費用	前第2四半期連結会計期間	2,599	324	317 2,607
	当第2四半期連結会計期間	2,225	246	219 2,252
役務取引等収支	前第2四半期連結会計期間	1,620	10	1,631
	当第2四半期連結会計期間	1,636	13	1,649
うち役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	2,605	25	2,630
	当第2四半期連結会計期間	2,605	28	2,633
うち役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	984	14	999
	当第2四半期連結会計期間	969	15	984
その他業務収支	前第2四半期連結会計期間	438	644	1,082
	当第2四半期連結会計期間	1,224	712	1,936
うちその他業務収益	前第2四半期連結会計期間	1,912	776	2,688
	当第2四半期連結会計期間	3,734	822	4,556
うちその他業務費用	前第2四半期連結会計期間	1,474	131	1,606
	当第2四半期連結会計期間	2,510	110	2,620

(注) 1 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

2 資金運用収益及び資金調達費用の合計欄の上段の計数は、国内業務部門と国際業務部門の間の資金貸借の利息であります。

国内業務部門・国際業務部門別役務取引の状況

当第2四半期連結会計期間の役務取引等収益は、預金・貸出業務が減少となりましたが、投資信託・保険販売業務の増加等により、前第2四半期連結会計期間比3百万円増加し26億33百万円となりました。うち国内業務部門は、26億5百万円となりました。また、役務取引等費用は、前第2四半期連結会計期間比15百万円減少し9億84百万円となりました。うち国内業務部門は、9億69百万円となりました。

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
役務取引等収益	前第2四半期連結会計期間	2,605	25	2,630
	当第2四半期連結会計期間	2,605	28	2,633
うち預金・貸出業務	前第2四半期連結会計期間	696	—	696
	当第2四半期連結会計期間	677	—	677
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	687	25	712
	当第2四半期連結会計期間	673	28	701
うち証券関連業務	前第2四半期連結会計期間	18	—	18
	当第2四半期連結会計期間	9	—	9
うち代理業務	前第2四半期連結会計期間	19	—	19
	当第2四半期連結会計期間	17	—	17
うち保護預り・貸金庫業務	前第2四半期連結会計期間	7	—	7
	当第2四半期連結会計期間	9	—	9
うち保証業務	前第2四半期連結会計期間	183	0	183
	当第2四半期連結会計期間	195	0	195
うち投資信託・保険販売業務	前第2四半期連結会計期間	460	—	460
	当第2四半期連結会計期間	515	—	515
役務取引等費用	前第2四半期連結会計期間	984	14	999
	当第2四半期連結会計期間	969	15	984
うち為替業務	前第2四半期連結会計期間	138	9	147
	当第2四半期連結会計期間	135	10	146

(注) 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内業務部門・国際業務部門別預金残高の状況

○ 預金の種類別残高(末残)

種類	期別	国内業務部門	国際業務部門	合計
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
預金合計	平成21年 9 月30日	3, 197, 706	3, 803	3, 201, 509
	平成22年 9 月30日	3, 290, 139	7, 000	3, 297, 140
うち流動性預金	平成21年 9 月30日	1, 364, 443	—	1, 364, 443
	平成22年 9 月30日	1, 404, 412	—	1, 404, 412
うち定期性預金	平成21年 9 月30日	1, 781, 521	—	1, 781, 521
	平成22年 9 月30日	1, 850, 067	—	1, 850, 067
うちその他	平成21年 9 月30日	51, 741	3, 803	55, 544
	平成22年 9 月30日	35, 659	7, 000	42, 659
譲渡性預金	平成21年 9 月30日	49, 664	—	49, 664
	平成22年 9 月30日	35, 564	—	35, 564
総合計	平成21年 9 月30日	3, 247, 371	3, 803	3, 251, 174
	平成22年 9 月30日	3, 325, 704	7, 000	3, 332, 704

(注) 1 流動性預金＝当座預金＋普通預金＋貯蓄預金＋通知預金

2 定期性預金＝定期預金＋定期積金

3 国内業務部門は円建取引、国際業務部門は外貨建取引であります。ただし、円建対非居住者取引、特別国際金融取引勘定分等は国際業務部門に含めております。

国内貸出金残高の状況

○ 業種別貸出状況(残高・構成比)

業種別	平成21年 9 月 30 日		平成22年 9 月 30 日	
	貸出金残高(百万円)	構成比(%)	貸出金残高(百万円)	構成比(%)
国内 (除く 特別国際金融取引勘定分)	2, 370, 092	100. 00	2, 453, 306	100. 00
製造業	373, 053	15. 74	370, 978	15. 12
農業, 林業	4, 550	0. 19	3, 882	0. 16
漁業	1, 774	0. 08	1, 956	0. 08
鉱業, 採石業, 砂利採取業	4, 488	0. 19	5, 830	0. 24
建設業	113, 392	4. 78	113, 765	4. 64
電気・ガス・熱供給・水道業	5, 453	0. 23	5, 518	0. 23
情報通信業	7, 886	0. 33	9, 601	0. 39
運輸業, 郵便業	67, 205	2. 84	67, 058	2. 73
卸売業, 小売業	282, 407	11. 92	287, 299	11. 71
金融業, 保険業	60, 432	2. 55	79, 566	3. 24
不動産業, 物品賃貸業	281, 677	11. 88	305, 270	12. 44
各種サービス業	168, 725	7. 12	180, 624	7. 36
地方公共団体	229, 250	9. 67	232, 391	9. 47
その他	769, 798	32. 48	789, 566	32. 19
特別国際金融取引勘定分	—	—	—	—
政府等	—	—	—	—
金融機関	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	2, 370, 092	—	2, 453, 306	—

(2) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結会計期間末における連結ベースの現金及び現金同等物は、第1四半期連結会計期間末比35億32百万円増加し、465億51百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における営業活動によるキャッシュ・フローは、債券貸借取引支払保証金の減少を主因に△189億37百万円（前第2四半期連結会計期間比△852億41百万円）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の売却による収入を主因に224億15百万円（前第2四半期連結会計期間比+867億95百万円）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当第2四半期連結会計期間における財務活動によるキャッシュ・フローは、58百万円（前第2四半期連結会計期間比+59百万円）となりました。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結会計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

(4) 研究開発活動

該当ありません。

(自己資本比率の状況)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第20号。以下、「告示」という。）に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、第二基準(国内基準)を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては標準的手法、オペレーショナル・リスク相当額の算出においては基礎的手法を採用しております。

連結自己資本比率(第二基準)

項目		平成21年9月30日	平成22年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	58,350	58,350
	うち非累積的永久優先株(注1)	—	—
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	64,630	64,635
	利益剰余金	33,410	39,702
	自己株式(△)	132	1,235
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	—	—
	新株予約権	—	—
	連結子法人等の少数株主持分	1,933	2,037
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	10,639	8,959
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	—	—
	計 (A)	147,552	154,530
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2)	—	—
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	11,131	11,225
	負債性資本調達手段等	38,800	36,800
	うち永久劣後債務(注3)	—	—
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	38,800	36,800
	計	49,931	48,025
	うち自己資本への算入額 (B)	49,931	48,025
控除項目	控除項目(注5) (C)	—	—
自己資本額	(A)+(B)-(C) (D)	197,483	202,556
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	1,628,300	1,646,329
	オフ・バランス取引等項目	30,204	28,507
	信用リスク・アセットの額 (E)	1,658,505	1,674,836
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((G)/8%) (F)	122,536	121,289
	(参考) オペレーショナル・リスク相当額 (G)	9,802	9,703
	計(E)+(F) (H)	1,781,042	1,796,125
連結自己資本比率(第二基準)=D/H×100(%)		11.08	11.27
(参考) Tier 1 比率=A/H×100(%)		8.28	8.60

(注) 1 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。

2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3 告示第18条第1項第3号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

(1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること

(2) 一定の場合を除き、償還されないものであること

(3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること

(4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4 告示第18条第1項第4号及び第5号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5 告示第20号第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

第3 【設備の状況】

1 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、前第1四半期連結会計期間末に計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。

また、当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,798,381,105
第一種優先株式	123,734,000
第二種優先株式	8,173,500
第三種優先株式	6,000,000
計	1,936,288,605

- (注) 1 「普通株式又は優先株式につき消却があった場合には、これに相当する株式数を減ずる」旨定款に定めております。
- 2 定款上の「発行可能株式総数」では、普通株式は1,800,000,000株、第一種優先株式160,000,000株、第二種優先株式10,000,000株、第三種優先株式30,000,000株となっておりますが、普通株式については子銀行より買取った自己株式1,618,895株を消却したことにより1,798,381,105株となり、優先株式については当第2四半期会計期間末までに消却により、第一種優先株式、第二種優先株式、及び第三種優先株式の発行可能株式総数はそれぞれ36,266,000株、1,826,500株、24,000,000株減少し、それぞれ123,734,000株、8,173,500株、6,000,000株となっております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成22年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成22年11月25日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	741,163,840	741,167,689	東京証券取引所 (市場第1部) 大阪証券取引所 (市場第1部)	株主としての権利内容に 制限のない、標準となる 株式 (注)2,3,4
第二種優先株式(注)1	4,003,500	4,003,500	—	(注)2,3,4,5,6,7,8
第4回第一種優先株式(注)1	45,000,000	45,000,000	—	(注)2,3,4,5,7,9
計	790,167,340	790,171,189	—	—

- (注) 1 当社が発行する優先株式は企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第8項に基づく「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」であります。
- 2 当社の単元株式数は、普通株式及び各種優先株式のそれぞれにつき、1,000株であります。
- 3 提出日現在発行数には、平成22年11月1日から当四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の変更は含まれておりません。
- 4 定款において、会社法第322条第2項に規定する定めはしておりません。また、各種優先株式の議決権につきましては、以下の8(3)及び9(3)の「議決権」に記載のとおりであり、これらの種類株式は、財務政策上の柔軟性を確保するために、剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

5 「行使価額修正条項付新株予約権付社債券等」である優先株式の特質につきましては、

普通株式を対価とする取得請求権の行使に際して、株価の変動による取得価額の変動により受取普通株式数は増減し、その修正基準・頻度及び行使価額の下限を定めており、これらの詳細については以下の、8(6)・(7)及び9(5)・(6)の「普通株式を対価とする取得の請求」及び「普通株式を対価とする一斉取得」に記載のとおりであります。

また、当社全優先株式について、期間内において取得請求のなかった全てを一斉取得する旨を定めており、その詳細については以下の8(7)及び9(6)の「普通株式を対価とする一斉取得」に記載のとおりであります。

6 当該第二種優先株式については、当社の定める日に全部または一部を買い入れ取得することができる旨を定めており、その詳細については、8(5)の「金銭を対価とする取得条項に関する定め」に記載のとおりであります。

7 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間の取決め、及び提出者の株券の売買に関する事項についての当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の所有者との間での取決めはありません。

8 第二種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1)優先配当金

第二種優先株式を有する株主(以下「第二種優先株主」という。)または第二種優先株式の登録株式質権者(以下「第二種優先登録株式質権者」という。)に対しては、優先配当金を支払うものとし、その内容については次のとおりである。

①優先配当金

期末配当金を支払うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第二種優先株式1株につき年10円の期末配当金(以下「第二種優先配当金」という。)を支払う。ただし、当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記に定める第二種優先中間配当金を支払ったときは、当該第二種優先中間配当金を控除した額とする。

②非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第二種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③非参加条項

第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、第二種優先配当金を超えて剰余金の配当を行わない。

④優先中間配当金

中間配当を行うときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき5円の優先中間配当金(以下「第二種優先中間配当金」という。)を支払う。

(2)残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第二種優先株式1株につき500円を支払う。第二種優先株主または第二種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3)議決権

第二種優先株主は株主総会において議決権を有しない。ただし、第二種優先株主は、定時株主総会に第二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第二種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4)株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、第二種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。

第二種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 金銭を対価とする取得条項に関する定め

当社は、平成23年9月30日までの会社が別に定める日に、当該第二種優先株式の全部または一部を買い入れ取得することができる。なお、一部買い入れ取得の場合は、抽選その他の方法により行う。

取得価額は、第二種優先株式1株につき500円に取得日の属する事業年度における第二種優先配当金の額を取得日の属する事業年度の初日から取得日までの日数(初日および取得日を含む。)で日割計算をした額(円単位未満小数第3位まで算出し、その小数第3位を四捨五入する。)を加算した額とする。ただし、当該事業年度において第二種優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した金額とする。

(6) 普通株式を対価とする取得の請求

第二種優先株主は、当社が第二種優先株式を取得すると引換に、当社の普通株式を交付することを請求することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

平成18年10月1日から平成23年9月30日までとする。ただし、当社株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日(以下「基準日」という。)を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

②当初取得価額

当初取得価額は、平成18年10月1日の時価とする。ただし、当該時価が519円50銭を下回るときは、519円50銭(ただし、下記④の調整を受ける。)(以下「下限取得価額」という。)を当初取得価額とする。平成18年10月1日の時価とは、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

③取得価額の修正

取得価額は、平成19年10月1日から平成22年10月1日までの毎年10月1日(以下それぞれ「取得価額修正日」という。)における時価に修正されるものとする(以下「修正後取得価額」という。)。ただし、当該時価が下限取得価額を下回るときは、下限取得価額を修正後取得価額とする。上記「時価」とは、当該取得価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日目の間に④取得価額の調整に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は、④取得価額の調整に準じて調整される。

上記時価の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

④取得価額(本④項においては、下限取得価額を含む。)の調整

(ア)取得価額は、当社が第二種優先株式を発行後、次の各号のいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される。

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額・処分価額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし取得価額調整式により算出される取得価額が100円を下回る場合には、100円をもって調整後取得価額とする。

(a)取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当社の有する普通株式を処分する場合

調整後取得価額は、払込日の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。

(b)株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合

調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、これを適用する。ただし剰余金から資本に組み入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議する場合で、当該剰余金の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための基準日とする場合には、調整後取得価額は、当該剰余金の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

- (c) 取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合
調整後取得価額は、その証券(権利)の払込日の終わりに、または募集のための基準日がある場合はその日の終わりに、発行される証券(権利)の全てが取得もしくは取得の請求がなされたものとみなし、または新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の全てが行使されたものとみなし、その基準日の翌日以降または募集のための基準日がある場合はその基準日の翌日以降、これを適用する。
- (d) 当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)であって、取得価額または新株予約権の行使価額が基準日に決定されておらず後日一定の日(以下「価額決定日」という。)の時価を基準として決定されるものとされている証券(権利)を発行した場合において、決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式に使用する時価を下回る場合
調整後の取得価額は、当該価額決定日に残存する証券(権利)の全額が取得請求または行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。
- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)(d)に掲げる場合のほか、合併、資本の減少または普通株式の併合等により取得価額の調整を必要とする場合には、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- (ウ) 取得価額調整式で使用する1株当たり時価は、調整後取得価額を適用する日(ただし上記(ア)(b)ただし書きの場合には基準日)に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記時価は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ) 取得価額調整式で使用する調整前取得価額は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ) 取得価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当会社が有する当会社普通株式数を除く。)とする。
- (カ) 取得価額調整式で使用する1株当たり払込金額・処分価額とは、
(a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、
(b) 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
(c) 上記(ア)(c)の時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付と引換に取得されるもしくは取得させることができる証券または当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)を発行する場合には、当該取得価額または新株予約権の行使価額、
(d) 上記(ア)(d)の決定された取得価額または行使価額が取得価額調整式の時価を下回る場合には、当該取得価額または行使価額、をそれぞれいうものとする。
- ⑤ 取得請求により交付すべき普通株式数
第二種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は次のとおりとする。
取得請求により交付すべき普通株式数 $= \frac{\text{第二種優先株主が取得請求のために提出した第二種優先株式数} \times 500\text{円}}{\text{取得価額}}$
取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、現金による調整は行わない。
- ⑥ 取得請求により交付する株式の内容
株式会社紀陽ホールディングス普通株式
- ⑦ 取得請求受付場所
株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
- ⑧ 取得請求の効力の発生
取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第二種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(7) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は平成23年9月30日までに取得請求のなかった第二種優先株式の全てを、平成23年10月1日をもって取得し、第二種優先株式1株につき500円を平成23年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。平均値の計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。ただし、当該平均値が519円50銭(以下「下限一斉取得価額」という。)を下回るときは、第二種優先株式1株につき500円を下限一斉取得価額で除して得られる数の当社の普通株式を交付する。なお、第二種優先株式発行以降、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の下限一斉取得価額を普通株式1株の併合または分割後の株数で除した価額を、当該併合または分割後の下限一斉取得価額とする。その普通株式数の算出に当たって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定に定める方法によりこれを取扱う。

(8) 優先順位

第二種優先株式の第二種優先配当金および第二種優先中間配当金の支払順位ならびに残余財産の分配順位は、当社の第一種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

9 第4回第一種優先株式の内容は、次のとおりであります。

(1) 優先配当金

第4回第一種優先株式を有する株主(以下「第4回第一種優先株主」という。)または第4回第一種優先株式の登録株式質権者(以下「第4回第一種優先登録株式質権者」という。)に対しては、次に定める額の期末配当金(以下「優先配当金」という。)を支払う。ただし当該期末配当の基準日の属する事業年度において、下記④の中間配当金(以下「優先中間配当金」という。)を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

① 優先配当金

当社が定款第47条に定める期末配当金を支払うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株式を有する株主(以下「普通株主」という。)または普通株式の登録株式質権者(以下「普通登録株式質権者」という。)に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)に、当該期末配当金の基準日の属する事業年度における以下に定める配当年率を乗じて算出した額(ただし、平成19年3月31日を基準日とする優先配当金については、この額に、払込期日より平成19年3月31日までの実日数である139を分子とし365を分母とする分数を乗じることにより算出した額)(円単位未満小数点第1位まで算出し、その小数点第1位を四捨五入する。以下「第4回第一種優先配当金」という。)を支払う。

配当年率は、各事業年度について、次の算式により計算される年率とする。

配当年率＝日本円TIBOR(12ヶ月物)＋1.150%

配当年率は、%単位未満小数第4位まで算出し、その小数第4位を四捨五入する。ただし、上限は7.500%とする。

配当年率の見直し日は、平成19年4月1日以降の毎年4月1日とする。

「日本円TIBOR(12ヶ月物)」とは、払込期日以降平成19年3月31日までの事業年度においては払込期日の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとし、平成19年4月1日以降の各事業年度においては、各事業年度に含まれる配当年率の見直し日(配当年率の見直し日が営業日でない場合は前営業日)の午前11時または午前11時に可及的に近い時点における日本円TIBOR(12ヶ月物)(Telerate17097ページ)として全国銀行協会によって公表される数値を指すものとする。ただし、何らかの理由でかかる利率が公表されない場合には、「日本円TIBOR(12ヶ月物)」は、東京インターバンク市場における12ヶ月物の円資金貸借取引のオファードレートとして合理的に決定する利率(年率で表される。)を指すものとする。

② 非累積条項

ある事業年度に基準日の属する剰余金の配当において、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対して支払う剰余金の配当の額が第4回第一種優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

③ 非参加条項

第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、第4回第一種優先配当金を超えて配当を行わない。

④優先中間配当金

当会社が定款第48条に定める中間配当を行うときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき当該中間配当の基準日の属する事業年度の直前事業年度に基準日の属する第4回第一種優先配当金の額の2分の1に相当する金額を優先中間配当金として支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対し、普通株主または普通登録株式質権者に先立ち、第4回第一種優先株式1株につき700円を支払う。第4回第一種優先株主または第4回第一種優先登録株式質権者に対しては、このほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 議決権

第4回第一種優先株主は、株主総会において、議決権を有しない。ただし、第4回第一種優先株主は、定時株主総会に第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の議案が提出されないときはその総会より、その議案がその定時株主総会において否決されたときはその総会の終結のときより、第4回第一種優先配当金全部の支払いを受ける旨の決議がなされるときまで議決権を有する。

(4) 株式の併合または分割、募集株式の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めある場合を除き、第4回第一種優先株式について株式の併合、株式の分割または株式の無償割当ては行わない。第4回第一種優先株主には、募集株式の割当てを受ける権利または募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。

(5) 普通株式を対価とする取得の請求

第4回第一種優先株主は、当会社が第4回第一種優先株式を取得すると引換に、当会社の普通株式を交付することを請求(以下「取得請求」という。)することができるものとし、その内容については次のとおりである。

①取得を請求し得べき期間

平成23年10月1日から平成28年9月30日までとする。

②当初取得価額

当初取得価額は、平成23年10月1日の時価とする。「時価」とは、平成23年10月1日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。))のない日を除き、以下「当初時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「当初取得価額」という。)とする。なお、当初時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、当初取得価額は、下記④に準じて調整される。

③取得価額の修正

平成23年10月2日から平成28年9月1日までの毎月1日(以下「修正日」という。)に、取得価額は、各修正日(同日を含まない。)の直近の3取引日(終値(気配表示を含む。))のない日を除き、以下「修正時価算定期間」という。)の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値に相当する金額(円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「修正日価額」という。)に修正される。なお、修正時価算定期間内に、下記④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、修正後の取得価額は、下記④に準じて調整される。ただし、かかる算出の結果、修正後の取得価額が当初取得価額の50%(以下「下限取得価額」という。ただし、下記④による調整を受ける。)を下回る場合には、修正後の取得価額は下限取得価額とする。

④取得価額の調整

(ア) 取得価額(上記③の下限取得価額を含む。)は、当会社が第4回第一種優先株式を発行後、次の(a)から(c)までのいずれかに該当する場合には、次の算式(以下「取得価額調整式」という。)により調整される(以下当該調整後の取得価額を「調整後取得価額」という。)

$$\text{調整後取得価額} = \text{調整前取得価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行・処分普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額} \cdot \text{処分価額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行・処分普通株式数}}$$

調整後取得価額は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

- (a) 取得価額調整式で使用する時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行しまたは当会社の有する普通株式を処分する場合(ただし、当会社の発行した取得条項付株式、取得請求権付株式もしくは取得条項付新株予約権(「新株予約権」には、新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに交付する場合または当会社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使による場合を除く。)
- 調整後取得価額は、払込期日(募集に際して払込期間が設けられたときは当該払込期間の最終日とする。以下同じ。)の翌日以降、または募集のための基準日がある場合はその日の翌日以降、これを適用する。
- (b) 株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合(無償割当てに関しては、当会社の有する普通株式を処分する場合を含む。以下同じ。)
- 調整後取得価額は、株式の分割または無償割当てのための基準日の翌日以降、または基準日を定めずに無償割当てをする場合はその効力発生日以降、これを適用する。
- (c) 当該証券(権利)を当会社が取得するのと引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)(新株予約権を含む。以下同じ。)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合
- 調整後取得価額は、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合はその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の終わりに、発行(無償割当てを含む。)または交付される証券(権利)の全てが当初の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権の全てが当初の条件で行使されたものとみなして(ただし、取得価額および行使価額が複数存在する場合には、もっとも低い価額で当会社普通株式の交付を受けられる条件によって、取得されもしくは取得請求がなされ、または新株予約権が行使されたものとみなして)、取得価額調整式を準用して算出するものとし、募集もしくは無償割当てのための基準日がある場合はその日、基準日がない場合にはその証券(権利)の払込期日(ただし、新株予約権の場合は割当日、無償割当ての場合は効力発生日)の翌日以降、これを適用する。
- 上記にかかわらず、その取得価額または行使価額が上記の各時点では確定していない場合は、調整後取得価額は、当該価額の確定時点において、発行(無償割当てを含む。)または交付された証券(権利)のうち残存する全てが当該確定時点の条件で取得されもしくは取得請求がなされ、または残存する新株予約権の全てが当該確定時点の条件で行使されたものとみなして、取得価額調整式を準用して算出するものとし、当該価額の確定時点の翌日以降、これを適用する。
- (イ) 上記(ア)(a)(b)(c)に掲げる場合のほか、合併、会社分割、株式交換、株式移転、または普通株式の併合、その他会社の発行済普通株式総数の変更または変更の可能性を生ずる事由の発生等により取得価額の調整を必要とする場合には、その後の取得価額は、当会社取締役会が適当と判断する取得価額に変更される。
- (ウ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり時価」は、調整後取得価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とし、その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。なお、上記45取引日の間に、上記(ア)または(イ)に定める取得価額の調整事由が生じた場合には、上記平均値は上記(ア)または(イ)に準じて調整される。
- (エ) 取得価額調整式で使用する「調整前取得価額」は、調整後取得価額を適用する日の前日において有効な取得価額とする。
- (オ) 取得価額調整式で使用する「既発行普通株式数」は、基準日がある場合はその日、基準日がない場合は調整後取得価額を適用する日の1か月前の日における当会社の発行済普通株式数(当該日における当会社が有する当会社普通株式数を除く。)に、当該取得価額の調整前に、上記④(ア)(イ)に基づくみなしの結果、新規発行・処分普通株式数とみなされた当会社普通株式のうち未だ交付されていない当会社普通株式数を加えたものとする。また、上記(ア)(b)の場合には、取得価額調整式で使用する「新規発行・処分普通株式数」には、基準日における当会社の有する当会社普通株式に割り当てられる当会社普通株式数を含まないものとする。

- (カ) 取得価額調整式で使用する「1株当たり払込金額・処分価額」とは、
- (a) 上記(ア)(a)の時価を下回る払込金額または処分価額をもって普通株式を新たに発行または当会社の有する普通株式を処分する場合には、当該払込金額または処分価額(金銭以外の財産による払込の場合にはその適正な評価額)、
 - (b) 上記(ア)(b)の株式分割または無償割当てにより普通株式を発行する場合は0円、
 - (c) 上記(ア)(c)の、当該証券(権利)を当会社が取得するのと引換えに、取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式を交付されるもしくは交付を請求できる証券(権利)、または取得価額調整式で使用する時価を下回る価額をもって当会社の普通株式の交付を請求できる新株予約権を発行(無償割当てを含む。)または交付する場合は、それぞれ、当初の取得価額または新株予約権の行使価額(取得価額および行使価額が複数存在する場合には、そのうちでもっとも低い価額)(その取得価額または行使価額が発行の時点では確定していない場合は、当該価額が確定した時点における当該価額)をそれぞれいうものとする。
- (キ) 取得価額調整式により算出された調整後取得価額を調整前取得価額から差引いた額が±1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただしその後、次の取得価額の修正日が到来する前に取得価額の調整を必要とする事由が発生し、取得価額を算出する場合には、取得価額調整式中の調整前取得価額に代えて調整前取得価額から上記差額を差引いた額を使用する。
- ⑤取得請求により交付すべき普通株式数
- 第4回第一種優先株式の取得請求により交付すべき当会社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{取得請求により交付すべき普通株式数} = \frac{\text{第4回第一種優先株主が取得請求に際して提出した第4回第一種優先株式数} \times 700\text{円}}{\text{取得価額}}$$

取得請求により交付すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

⑥取得請求により交付する株式の内容

株式会社紀陽ホールディングス普通株式

⑦取得請求受付場所

株主名簿管理人事務取扱場所 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
三菱UFJ信託銀行株式会社大阪証券代行部

⑧取得請求の効力の発生

取得請求の効力は、取得請求に要する書類が上記⑦に記載する取得請求受付場所に到着したときに発生する。ただし、第4回第一種優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

(6) 普通株式を対価とする一斉取得

当社は、平成28年9月30日までに取得請求のなかった第4回第一種優先株式の全てを、平成28年10月1日(以下「一斉取得日」という。)をもって取得し、これと引換えに、各第4回第一種優先株主に対して、第4回第一種優先株式1株につき、その払込金相当額(700円)を、一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の株式会社東京証券取引所における当会社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下「一斉取得価額」という。)で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。なお、上記45取引日の間に、上記(5)④で定める取得価額の調整事由が生じた場合には、一斉取得価額は、当会社取締役会が適当と判断する値に調整される。ただし、当該平均値が下限取得価額を下回るときは、当該下限取得価額で除して得られる数の当会社の普通株式を交付する。上記の普通株式の数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、会社法第234条に定める方法によりこれを取扱う。

(7) 優先順位

第4回第一種優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、当会社の他の第一種優先株式、第二種優先株式および第三種優先株式と同順位とする。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

①第二種優先株式

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額 修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	4,000	32,000
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	3,849	30,796
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額 等(円)	519.5	519.5
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 の累計(株)	1,794,500	1,826,500
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株 式数(株)	1,727,027	1,757,823
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行 使価額等(円)	519.5	519.5
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調 達額(百万円)	—	—

(注) 1 当第2四半期会計期間末から平成22年10月31日までに、4,000株が行使価額519.5円にて権利行使され、普通株式3,849株を交付いたしました。

2 なお、平成22年11月1日から当四半期報告書を提出する日までの当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券に係る所得請求権の行使については確認できませんので記載しておりません。

②第4回第一種優先株式

	第1四半期会計期間 (平成22年4月1日から 平成22年6月30日まで)	第2四半期会計期間 (平成22年7月1日から 平成22年9月30日まで)
当該四半期会計期間に権利行使された当該行使価額 修正条項付新株予約権付社債券等の数(株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る交付株式数 (株)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る平均行使価額 等(円)	—	—
当該四半期会計期間の権利行使に係る資金調達額 (百万円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における権利行使された 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の数 の累計(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の交付株 式数(株)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の平均行 使価額等(円)	—	—
当該四半期会計期間の末日における当該行使価額修 正条項付新株予約権付社債券等に係る累計の資金調 達額(百万円)	—	—

(注) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券に係る取得請求権の行使開始時期は、平成23年10月1日と
なっていることより、当第2四半期会計期間において記載する事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当ありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減 額(百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年7月1日～ 平成22年9月30日	普通株 30 第二種 優先株式 △36 第4回第一種 優先株式 —	普通株 741,163 第二種 優先株式 4,003 第4回第一種 優先株式 45,000	—	58,350	—	47,044

- (注) 1 当第2四半期会計期間中において、第二種優先株式を32千株取得し、当該優先株の取得請求権の行使により、普通株式が30千株増加いたしました。また、第1四半期会計期間に取得した第二種優先株式4千株とあわせて消却を実施したことに伴い、第二種優先株式が36千株減少しました。
- 2 当第2四半期会計期間末から平成22年10月31日までに、第二種優先株式を4千株取得し、当該優先株の取得請求権の行使により普通株が3千株増加しております。
- 3 なお、平成22年11月1日から四半期報告書を提出する日までの優先株式に係る取得請求権の行使による株式数の変更は確認できませんので記載しておりません。

(6) 【大株主の状況】

① 所有株式数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
株式会社整理回収機構	東京都中野区本町2丁目46-1	45,000	5.69
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8-11	26,747	3.38
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11-3	18,105	2.29
紀陽フィナンシャルグループ従 業員持株会	和歌山市本町1丁目35	12,997	1.64
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	12,000	1.51
野村信託銀行株式会社(紀陽フ ィナンシャルグループ従業員持 株会専用信託口)	東京都千代田区大手町2丁目2-2	9,184	1.16
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社(信託口4)	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,982	1.13
株式会社島精機製作所	和歌山市坂田85	8,400	1.06
株式会社湊組	和歌山市湊2丁目12-24	8,070	1.02
南海電気鉄道株式会社	大阪市中央区難波5丁目1-60	7,114	0.90
計	—	156,600	19.81

(注) 1 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 35,729千株

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 18,105千株

2 野村信託銀行株式会社(紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会専用信託口)の所有株式数は、従業員株式所有制度を利用した信託財産であり、議決権行使の指図者は信託管理人です。

3 株式会社整理回収機構の全株式は議決権を有しない第4回第一種優先株式であり、株式会社島精機製作所、株式会社湊組は議決権を有しない第二種優先株式をそれぞれ、100千株、40千株含んでおります。

4 平成19年1月18日付にて提出された、りそな信託銀行株式会社、預金保険機構及び株式会社整理回収機構を共同保有者とする大量保有報告書により、平成19年1月15日現在で、それぞれが以下のとおり株式を所有している旨の報告を受けております。そのなかで、共同保有者として記載されている株式会社整理回収機構の保有株式数の内容は、当社の当第2四半期会計期間末の優先株式の株主名簿上の記載内容と一致しておりますので大株主の状況の所有株式数別に記載しておりますが、りそな信託銀行株式会社、預金保険機構については、当社としては当第2四半期会計期間末における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

(大量保有報告書の内容)

氏名又は名称	住 所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
預金保険機構	東京都千代田区有楽町1丁目12番1号	6,800	0.92
りそな信託銀行株式会社	東京都千代田区大手町1丁目1番2号	3,364	0.46

(注) 上記保有株券等の数及び株券等保有割合は大量保有報告書に記載されているものを転記しております。

② 所有議決権数別

平成22年9月30日現在

氏名又は名称	住 所	所有議決権数 (個)	総株主の議決権 に対する所有議 決権数の割合 (%)
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-11	26,747	3.62
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11-3	18,105	2.45
紀陽フィナンシャルグループ従 業員持株会	和歌山市本町1丁目35	12,997	1.76
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	12,000	1.62
野村信託銀行株式会社（紀陽フ ィナンシャルグループ従業員持 株会専用信託口）	東京都千代田区大手町2丁目2-2	9,184	1.24
日本トラスティ・サービス信託 銀行株式会社（信託口4）	東京都中央区晴海1丁目8-11	8,982	1.21
株式会社島精機製作所	和歌山市坂田85	8,300	1.12
株式会社湊組	和歌山市湊2丁目12-24	8,030	1.08
南海電気鉄道株式会社	大阪市中央区難波5丁目1-60	7,114	0.96
株式会社大林組	東京都港区港南2丁目15-2	7,059	0.95
計	—	118,518	16.06

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成22年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	第二種優先株式 4,003,000 第4回第一種優先株式 45,000,000	—	(注) 1
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 850,000 (相互保有株式) 普通株式 262,000	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 737,531,000	737,531	(注) 2
単元未満株式	普通株式 2,520,840 第二種優先株式 500	—	1 単元未満の株式 (注) 3
発行済株式総数	普通株式 741,163,840 優先株式 49,003,500	—	—
総株主の議決権	—	737,531	—

- (注) 1 各種類の株式の内容は「1 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」に記載しております。
- 2 上記の「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式が2,000株(議決権 2個)含まれております。
- 3 「単元未満株式」欄の普通株式には、自己保有株式 440株および株式会社紀陽カードディーシー所有の相互保有株式 955株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成22年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社紀陽ホールディングス	和歌山市本町1丁目35	850,000	—	850,000	0.10
(相互保有株式) 株式会社紀陽カードディーシー	和歌山市杉ノ馬場2丁目77	262,000	—	262,000	0.03
計	—	1,112,000	—	1,112,000	0.14

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

(普通株式)

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	138	126	125	123	119	122
最低(円)	122	115	113	115	112	116

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(優先株式)

当社の優先株式は非上場であるため、該当事項はありません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までの役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 新任役員

該当事項はありません。

(2) 退任役員

該当事項はありません

(3) 役職の異動

該当事項はありません。

第5 【経理の状況】

1 当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表及び中間財務諸表を作成しております。

2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき作成し、当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）及び前中間会計期間（自平成21年4月1日 至平成21年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、あずさ監査法人により中間監査を受け、当中間連結会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）及び当中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間連結財務諸表及び中間財務諸表については、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

なお、有限責任 あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもってあずさ監査法人から名称変更しております。

1 【中間連結財務諸表】
(1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9 月 30 日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年 3 月 31 日)
資産の部			
現金預け金	54,188	46,551	62,121
コールローン及び買入手形	49,055	11,251	85,808
債券貸借取引支払保証金	30,817	—	20,877
買入金銭債権	4,692	3,858	4,273
商品有価証券	5,263	4,979	5,328
有価証券	※7, ※12 878,185	※7, ※12 988,921	※7, ※12 945,776
貸出金	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,370,092	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,453,306	※2, ※3, ※4, ※5, ※6, ※8 2,445,529
外国為替	※6 2,124	※6 1,753	※6 1,580
その他資産	※7 49,878	※7 30,529	※7 29,010
有形固定資産	※9 34,270	※9 34,310	※9 34,343
無形固定資産	19,201	18,028	19,739
繰延税金資産	37,298	26,003	33,339
支払承諾見返	19,763	16,773	18,315
貸倒引当金	△33,004	△27,243	△32,971
資産の部合計	3,521,829	3,609,024	3,673,074
負債の部			
預金	※7 3,201,509	※7 3,297,140	※7 3,270,199
譲渡性預金	49,664	35,564	127,332
債券貸借取引受入担保金	※7 28,312	1,390	※7 27,145
借入金	※7, ※10 29,484	※10 30,641	※7, ※10 34,748
外国為替	27	76	21
社債	※11 13,800	※11 8,000	※11 8,000
その他負債	27,509	43,969	27,349
退職給付引当金	89	26	25
役員退職慰労引当金	40	32	40
睡眠預金払戻損失引当金	510	498	590
偶発損失引当金	302	370	404
支払承諾	19,763	16,773	18,315
負債の部合計	3,371,015	3,434,483	3,514,173

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成21年 9 月 30 日)	当中間連結会計期間末 (平成22年 9 月 30 日)	前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成22年 3 月 31 日)
純資産の部			
資本金	58,350	58,350	58,350
資本剰余金	64,630	64,635	64,630
利益剰余金	33,410	39,702	37,099
自己株式	△132	△1,235	△1,288
株主資本合計	156,258	161,452	158,791
その他有価証券評価差額金	△7,383	11,035	△1,897
繰延ヘッジ損益	△2	△0	△1
評価・換算差額等合計	△7,385	11,034	△1,899
少数株主持分	1,941	2,054	2,008
純資産の部合計	150,814	174,541	158,900
負債及び純資産の部合計	3,521,829	3,609,024	3,673,074

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
経常収益	42,739	45,067	86,213
資金運用収益	30,860	30,294	61,414
(うち貸出金利息)	24,444	22,960	48,084
(うち有価証券利息配当金)	6,260	7,203	13,044
役務取引等収益	5,503	5,399	10,710
その他業務収益	4,663	8,840	10,312
その他経常収益	1,711	532	3,776
経常費用	38,746	38,725	79,587
資金調達費用	5,175	4,686	10,276
(うち預金利息)	4,515	3,960	8,838
役務取引等費用	1,966	1,951	3,924
その他業務費用	2,629	4,434	5,289
営業経費	20,527	21,802	40,439
その他経常費用	※1 8,447	※1 5,850	※1 19,657
経常利益	3,992	6,341	6,626
特別利益	825	3,657	2,285
貸倒引当金戻入益	—	2,756	—
償却債権取立益	825	901	2,285
特別損失	27	1,048	61
固定資産処分損	21	4	53
減損損失	※2 5	※2 794	※2 7
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	—	249	—
税金等調整前中間純利益	4,790	8,951	8,850
法人税、住民税及び事業税	474	360	701
法人税等調整額	2,092	3,114	2,198
法人税等合計	2,566	3,475	2,899
少数株主損益調整前中間純利益		5,475	
少数株主利益	77	56	114
中間純利益	2,146	5,419	5,836

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	58,350	58,350	58,350
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	58,350	58,350	58,350
資本剰余金			
前期末残高	64,630	64,630	64,630
当中間期変動額			
自己株式の処分	△0	4	△0
当中間期変動額合計	△0	4	△0
当中間期末残高	64,630	64,635	64,630
利益剰余金			
前期末残高	34,204	37,099	34,204
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,940	△2,816	△2,940
中間純利益	2,146	5,419	5,836
当中間期変動額合計	△794	2,603	2,895
当中間期末残高	33,410	39,702	37,099
自己株式			
前期末残高	△132	△1,288	△132
当中間期変動額			
自己株式の取得	△4	△85	△1,161
自己株式の処分	1	139	2
連結子会社等の持分変動等に伴う自己株式の増減	2	—	2
当中間期変動額合計	0	53	△1,156
当中間期末残高	△132	△1,235	△1,288
株主資本合計			
前期末残高	157,053	158,791	157,053
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,940	△2,816	△2,940
中間純利益	2,146	5,419	5,836
自己株式の取得	△4	△85	△1,161
自己株式の処分	1	144	1
連結子会社等の持分変動等に伴う自己株式の増減	2	—	2
当中間期変動額合計	△794	2,661	1,738
当中間期末残高	156,258	161,452	158,791

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	△33,611	△1,897	△33,611
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26,228	12,932	31,713
当中間期変動額合計	26,228	12,932	31,713
当中間期末残高	△7,383	11,035	△1,897
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	△0	△1	△0
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	△1	0	△1
当中間期変動額合計	△1	0	△1
当中間期末残高	△2	△0	△1
評価・換算差額等合計			
前期末残高	△33,612	△1,899	△33,612
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26,226	12,933	31,712
当中間期変動額合計	26,226	12,933	31,712
当中間期末残高	△7,385	11,034	△1,899
少数株主持分			
前期末残高	1,894	2,008	1,894
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	47	45	113
当中間期変動額合計	47	45	113
当中間期末残高	1,941	2,054	2,008
純資産合計			
前期末残高	125,335	158,900	125,335
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,940	△2,816	△2,940
中間純利益	2,146	5,419	5,836
自己株式の取得	△4	△85	△1,161
自己株式の処分	1	144	1
連結子会社等の持分変動等に伴う自己株式の増減	2	—	2
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	26,273	12,979	31,826
当中間期変動額合計	25,478	15,640	33,564
当中間期末残高	150,814	174,541	158,900

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益	4,790	8,951	8,850
減価償却費	1,331	1,934	2,742
減損損失	5	794	7
のれん償却額	839	839	1,679
負ののれん償却額	△26	—	△26
貸倒引当金の増減(△)	△1,357	△5,727	△1,391
退職給付引当金の増減額(△は減少)	△367	0	△430
役員退職慰労引当金の増減額(△は減少)	△31	△7	△31
睡眠預金払戻損失引当金の増減(△)	△93	△91	△14
偶発損失引当金の増減(△)	30	△34	132
資金運用収益	△30,860	△30,294	△61,414
資金調達費用	5,175	4,686	10,276
有価証券関係損益(△)	935	△896	3,401
為替差損益(△は益)	739	6,458	1,222
固定資産処分損益(△は益)	21	4	53
商品有価証券の純増(△)減	△252	349	△316
貸出金の純増(△)減	8,423	△7,777	△67,013
預金の純増減(△)	90,296	26,940	158,986
譲渡性預金の純増減(△)	△37,028	△91,767	40,638
借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)	△13,133	△4,106	△11,869
預け金(現金同等物を除く)の純増(△)減	4,000	—	4,000
コールローン等の純増(△)減	△17,106	74,978	△53,436
債券貸借取引支払保証金の純増(△)減	10,942	20,877	20,882
債券貸借取引受入担保金の純増減(△)	28,312	△25,755	27,145
外国為替(資産)の純増(△)減	1,856	△172	2,399
外国為替(負債)の純増減(△)	△103	54	△108
資金運用による収入	30,956	30,476	61,311
資金調達による支出	△3,819	△3,951	△8,104
その他	△3,015	14,958	△1,747
小計	81,461	21,723	137,825
法人税等の支払額	△378	△439	△654
営業活動によるキャッシュ・フロー	81,083	21,283	137,171

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△399,367	△334,424	△709,906
有価証券の売却による収入	230,438	251,035	458,895
有価証券の償還による収入	90,955	51,490	130,767
有形固定資産の取得による支出	△1,209	△1,360	△2,487
有形固定資産の売却による収入	49	—	48
無形固定資産の取得による支出	△1,794	△808	△3,442
投資活動によるキャッシュ・フロー	△80,926	△34,068	△126,125
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付借入れによる収入	—	—	12,000
劣後特約付借入金の返済による支出	—	—	△8,000
劣後特約付社債の発行による収入	—	—	3,000
劣後特約付社債の償還による支出	—	—	△8,800
配当金の支払額	△2,940	△2,816	△2,940
少数株主への配当金の支払額	△4	△4	△4
自己株式の取得による支出	△4	△85	△1,161
自己株式の売却による収入	1	144	1
財務活動によるキャッシュ・フロー	△2,948	△2,762	△5,905
現金及び現金同等物に係る換算差額	△11	△23	△10
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△2,803	△15,570	5,130
現金及び現金同等物の期首残高	56,991	62,121	56,991
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 54,188	※1 46,551	※1 62,121

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	(1) 連結子会社 7社 株式会社紀陽銀行 紀陽情報システム株式会社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー 連結子会社であった紀陽ビジネスファイナンス株式会社については、特別清算終結により、和歌山銀カード株式会社については、株式会社紀陽カードディーシーが吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。 (2) 非連結子会社 0社	(1) 連結子会社 7社 株式会社紀陽銀行 紀陽情報システム株式会社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー (2) 非連結子会社 0社	(1) 連結子会社 7社 株式会社紀陽銀行 紀陽情報システム株式会社 紀陽ビジネスサービス株式会社 阪和信用保証株式会社 紀陽リース・キャピタル株式会社 株式会社紀陽カード 株式会社紀陽カードディーシー 連結子会社であった紀陽ビジネスファイナンス株式会社については、特別清算終結により、和歌山銀カード株式会社については、株式会社紀陽カードディーシーが吸収合併したことにより、連結の範囲から除外しております。 (2) 非連結子会社 0社
2 持分法の適用に関する事項	(1) 持分法適用の非連結子会社 0社 (2) 持分法適用の関連会社 0社 (3) 持分法非適用の非連結子会社 0社 (4) 持分法非適用の関連会社 0社	同左	同左
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社	連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。 9月末日 7社	連結子会社の事業年度末日と連結決算日は一致しております。
4 会計処理基準に関する事項	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。	(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法 同左 (2) 有価証券の評価基準及び評価方法 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は移動平均法により算定)、時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。 なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。 (4) 減価償却の方法 ①有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：6年～50年 その他：5年～20年 その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。 ②無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 また、のれんの償却については、10年間の均等償却を行っております。 ③リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (4) 減価償却の方法 ①有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：6年～50年 その他：5年～20年 その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ②無形固定資産（リース資産を除く） 同左 ③リース資産 同左	(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 同左 (4) 減価償却の方法 ①有形固定資産（リース資産を除く） 当社及び銀行業を営む連結子会社の有形固定資産は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）については定額法）を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：6年～50年 その他：5年～20年 その他の連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。 ②無形固定資産（リース資産を除く） 無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。 ③リース資産 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(5) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。	(5) 貸倒引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。 破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。 上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。 すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。 その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は97,354百万円であります。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は90,988百万円であります。	なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は94,724百万円であります。
	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。 連結子会社である株式会社紀陽銀行において、数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当中間連結会計期間より10年から9年へ変更しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ109百万円減少しております。なお、セグメント情報に与える影響額は、当該箇所に記載しております。	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。	(6) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(9年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理しております。 数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当連結会計年度より10年から9年へ変更しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ218百万円減少しております。 (会計方針の変更) 当連結会計年度末から、「「退職給付に係る会計基準」の一部改正(その3)」(企業会計基準第19号平成20年7月31日)を適用しております。なお、従来の方法による割引率と同一の割引率を使用することとなったため、当連結会計年度の連結財務諸表に与える影響はありません。
	(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 銀行業を営む連結子会社は、役員退職慰労金について、平成16年6月29日をもって役員退職慰労金制度を廃止し、廃止時における内規に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しております。	(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(7) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。	(8) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に備えるため、過去の払戻実績等に基づき必要と認められる額を睡眠預金払戻損失引当金として計上しております。
	(9) 偶発損失引当金の計上基準 信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(10) 外貨建資産・負債の換算基準 銀行業を営む連結子会社の外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。
	(11) リース取引の処理方法 (借手側) 連結子会社の所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。 (貸手側) リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する連結会計年度に属する所有権移転外ファイナンス・リース取引につきましては、「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号平成19年3月30日)第81項に基づき、同会計基準適用初年度の前連結会計年度末における固定資産の適正な帳簿価額(減価償却累計額控除後)をリース投資資産の期首の価額として計上しております。	(11) リース取引の処理方法 同左	(11) リース取引の処理方法 同左

	前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
	(12) 重要なヘッジ会計の方法 銀行業を営む連結子会社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。	(12) 重要なヘッジ会計の方法 同左	(12) 重要なヘッジ会計の方法 同左
	—————	(13) 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、手許現金、日本銀行への預け金及び随時引き出し可能な預け金であります。	—————
	(14) 消費税等の会計処理 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。	(14) 消費税等の会計処理 同左	(14) 消費税等の会計処理 当社及び連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。 ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。
	(15) 収益及び費用の計上基準 ファイナンス・リース取引に係る収益の計上基準 リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。	(15) 収益及び費用の計上基準 同左	(15) 収益及び費用の計上基準 同左
5 (中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、手許現金、日本銀行への預け金及び随時引き出し可能な預け金であります。	—————	連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち、手許現金、日本銀行への預け金及び随時引き出し可能な預け金であります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
(債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い) 前中間連結会計期間における「その他有価証券」の一部は、「債券の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い」(実務対応報告第26号平成20年12月5日)が平成20年12月5日に公表されたことに伴い平成20年12月15日において「満期保有目的の債券」の区分に変更しております。 当該区分変更はその時点の市場価格により振替を行うため、保有目的の変更によっても有価証券及びその他有価証券評価差額金の変動がないことから、前中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に与える影響はありません。	(資産除去債務に関する会計基準) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日)を適用しております。 これにより、経常利益は10百万円減少、税金等調整前中間純利益は260百万円減少しております。また、当会計基準等の適用開始による資産除去債務の変動額は378百万円であります。	(金融商品に関する会計基準) 当連結会計年度末から「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号平成20年3月10日)および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日)を適用しております。 これにより、従来の方法に比べ、有価証券は67百万円増加、繰延税金負債は31百万円増加、その他有価証券評価差額金は47百万円増加し、経常利益および税金等調整前当期純利益は、それぞれ63百万円増加しております。

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)
(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係) 前中間連結会計期間において「コールマネー等の純増減(△)」に含めて表示していた「借入金(劣後特約付借入金を除く)の純増減(△)」(前中間連結会計期間30百万円)は、重要性が増加したため、当中間連結会計期間から区分掲記しております。	(中間連結損益計算書関係) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第5号平成21年3月24日)の適用により、当中間連結会計期間では、「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
		(信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける会計処理について) 当社は、平成22年2月1日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与し、従業員の経営参画意識を高めることで、業績向上につなげることを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。 本プランは、「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後5年間にわたり持株会が取得する規模の当社株式を予め取得します。その後、従持信託から持株会に対して定時に当社株式の譲渡が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。なお、当社は従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当額の借入金残債がある場合には、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。 当該株式の取得・処分については、当社が信託口の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益についても連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結キャッシュ・フロー計算書に含めて計上しております。なお、当連結会計年度末に従持信託が所有する当該株式数は10,034,000株であります。

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券30,848百万円については、当中間連結会計期間末には当該処分をせずに所有しております。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,454百万円、延滞債権額は73,203百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は381百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,372百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は90,412百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	※2 貸出金のうち、破綻先債権額は4,629百万円、延滞債権額は76,586百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額はありません。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は12,870百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は94,086百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。	1 現金担保付債券貸借取引等により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券20,988百万円については、当連結会計年度末には当該処分をせずに所有しております。 ※2 貸出金のうち、破綻先債権額は6,024百万円、延滞債権額は78,289百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。 ※3 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は424百万円であります。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。 ※4 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は11,418百万円であります。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。 ※5 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は96,157百万円であります。 なお、上記2から5に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)																														
※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、29,088百万円であります。 ※7 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>134,054百万円</td></tr><tr><td>その他資産</td><td>58百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>6,179百万円</td></tr><tr><td>債券貸借取引</td><td>28,312百万円</td></tr><tr><td>受入担保金</td><td></td></tr><tr><td>借用金</td><td>4,000百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券70,582百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金敷金は1,624百万円であります。 ※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、328,435百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が322,220百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	134,054百万円	その他資産	58百万円	預金	6,179百万円	債券貸借取引	28,312百万円	受入担保金		借用金	4,000百万円	※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,826百万円であります。 ※7 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>109,491百万円</td></tr><tr><td>その他資産</td><td>57百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>5,350百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券69,426百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金敷金は1,579百万円であります。 ※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、323,309百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が315,104百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	109,491百万円	その他資産	57百万円	預金	5,350百万円	※6 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、28,922百万円であります。 ※7 担保に供している資産及び担保資産に対応する債務は次のとおりであります。 担保に供している資産 <table><tr><td>有価証券</td><td>135,523百万円</td></tr><tr><td>その他資産</td><td>57百万円</td></tr></table> 担保資産に対応する債務 <table><tr><td>預金</td><td>20,153百万円</td></tr><tr><td>債券貸借取引</td><td>25,755百万円</td></tr><tr><td>受入担保金</td><td></td></tr><tr><td>借用金</td><td>4,000百万円</td></tr></table> 上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券69,419百万円を差し入れております。 また、その他資産のうち保証金敷金は1,545百万円であります。 ※8 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、306,332百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が299,184百万円あります。 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができ旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。	有価証券	135,523百万円	その他資産	57百万円	預金	20,153百万円	債券貸借取引	25,755百万円	受入担保金		借用金	4,000百万円
有価証券	134,054百万円																															
その他資産	58百万円																															
預金	6,179百万円																															
債券貸借取引	28,312百万円																															
受入担保金																																
借用金	4,000百万円																															
有価証券	109,491百万円																															
その他資産	57百万円																															
預金	5,350百万円																															
有価証券	135,523百万円																															
その他資産	57百万円																															
預金	20,153百万円																															
債券貸借取引	25,755百万円																															
受入担保金																																
借用金	4,000百万円																															

前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
※9 有形固定資産の減価償却累計額 41,012百万円 ※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金25,000百万円が含まれております。 ※11 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。 ※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は12,020百万円であります。	※9 有形固定資産の減価償却累計額 41,432百万円 ※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。 ※11 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。 ※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は13,129百万円であります。	※9 有形固定資産の減価償却累計額 41,783百万円 ※10 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金29,000百万円が含まれております。 ※11 社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。 ※12 有価証券中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は13,588百万円であります。

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 その他経常費用には、貸倒引当金繰入額2,417百万円、貸出金償却2,058百万円、株式等償却1,598百万円及び貸出債権譲渡損391百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、貸出金償却2,494百万円、株式等償却1,508百万円及び貸出債権譲渡損6百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、株式等償却6,683百万円、貸出金償却5,286百万円及び貸出債権譲渡損536百万円を含んでおります。
※2 当中間連結会計期間において、銀行業を営む連結子会社は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額5百万円を減損損失として特別損失に計上しております。	※2 当中間連結会計期間において、銀行業を営む連結子会社は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額794百万円を減損損失として特別損失に計上しております。	※2 当連結会計年度において、銀行業を営む連結子会社は、以下の資産について、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額7百万円を減損損失として特別損失に計上しております。
地域 主な用途 種類 減損損失 (株式会社紀陽銀行) 和歌山 営業店舗 土地 3百万円 県内 2か所 和歌山 遊休資産 土地 1百万円 県内 2か所 合計 5百万円	地域 主な用途 種類 減損損失 (株式会社紀陽銀行) 和歌山 営業店舗 土地 152百万円 県内 2か所 和歌山 遊休資産 土地 7百万円 県内 4か所 和歌山 事業用 動産、ソフトウエア等 634百万円 県内 資産 合計 794百万円	地域 主な用途 種類 減損損失 (株式会社紀陽銀行) 和歌山 営業店舗 土地 4百万円 県内 2か所 和歌山 遊休資産 土地 3百万円 県内 3か所 合計 7百万円
銀行業を営む連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 その他の連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。 なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。	銀行業を営む連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 その他の連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。 なお、当中間連結会計期間において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。	銀行業を営む連結子会社は、減損損失の算定にあたり、管理会計上の最小単位である営業店単位(ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位)でグルーピングを行っており、遊休資産については各資産単位でグルーピングをしております。また、本部、事務センター、社宅・寮等については、独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。 その他の連結子会社については、主として各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。 なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であり、主として「不動産鑑定評価基準」に基づき評価した額より処分費用見込額を控除して算定しております。

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	739,841	134	—	739,976	(注) 1
第一種優先株式	223	—	—	223	—
第4回第一種優先株式	45,000	—	—	45,000	—
第二種優先株式	4,553	—	140	4,413	(注) 2
合計	789,618	134	140	789,612	—
自己株式					
普通株式	685	37	22	700	(注) 3
第二種優先株式	21	140	141	20	(注) 4
合計	706	177	163	720	—

- (注) 1 発行済株式における普通株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであります。
- 2 発行済株式における第二種優先株式数の減少は、消却によるものであります。
- 3 自己株式における普通株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるもの(10千株)及び連結子会社の持分比率の増減によるもの(11千株)であります。
- 4 自己株式における第二種優先株式の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるもの(140千株)及び連結子会社の持分比率の増減によるもの(1千株)であります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり の金額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月 26日定時株主 総会	普通株式	2,218	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第一種優先株式	3	14.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第4回第一種優先株式	675	15.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第二種優先株式	45	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度 末株式数	当中間連結会計 期間増加株式数	当中間連結会計 期間減少株式数	当中間連結会計 期間末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	741,129	34	—	741,163	(注) 1
第4回第一種優先株式	45,000	—	—	45,000	—
第二種優先株式	4,039	—	36	4,003	(注) 2
合計	790,168	34	36	790,167	—
自己株式					
普通株式	10,759	700	1,201	10,259	(注) 3
第二種優先株式	20	36	36	20	(注) 4
合計	10,779	736	1,237	10,279	—

- (注) 1 発行済株式における普通株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものとあります。
- 2 発行済株式における第二種優先株式数の減少は、消却によるものとあります。
- 3 自己株式における普通株式数の増加は、単元未満株式の買取(368千株)及び従業員持株会専用信託が取得した当社株式(332千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるもの(19千株)及び従業員持株会専用信託が売却した当社株式(1,182千株)によるものとあります。
- 4 自己株式における第二種優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるものとあります。

2 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年6月 29日定時株主 総会	普通株式	2,221	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第4回第一種優先株式	585	13.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第二種優先株式	40	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位：千株)

	前連結会計年度 末株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度 末株式数	摘要
発行済株式					
普通株式	739,841	1,287	—	741,129	(注) 1
第一種優先株式	223	—	223	—	(注) 2
第4回第一種優先株式	45,000	—	—	45,000	—
第二種優先株式	4,553	—	514	4,039	(注) 3
合計	789,618	1,287	737	790,168	—
自己株式					
普通株式	685	10,099	25	10,759	(注) 4
第一種優先株式	—	223	223	—	(注) 2
第二種優先株式	21	514	515	20	(注) 5
合計	706	10,836	763	10,779	—

(注) 1 発行済株式における普通株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものです。

2 自己株式における第一種優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、発行済株式及び自己株式における第一種優先株式数の減少は、消却によるものであります。

3 発行済株式における第二種優先株式数の減少は、消却によるものであります。

4 自己株式における普通株式数の増加は、単元未満株式の買取(65千株)及び従業員持株会専用信託が取得した当社株式(10,034千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるもの(13千株)及び連結子会社の持分比率の変動によるもの(11千株)であります。

5 自己株式における第二種優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるもの(514千株)及び連結子会社の持分比率の変動によるもの(1千株)であります。

2 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成21年 6月26日 定時株主 総会	普通株式	2,218	3.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第一種優先株式	3	14.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第4回第一種優先株式	675	15.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日
	第二種優先株式	45	10.00	平成21年3月31日	平成21年6月29日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 6月29日 定時株主 総会	普通株式	2,221	利益剰余金	3.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第4回第一種優先株式	585	利益剰余金	13.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日
	第二種優先株式	40	利益剰余金	10.00	平成22年3月31日	平成22年6月30日

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている「現金預け金」の金額は一致しております。	※1 同左	※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている「現金預け金」の金額は一致しております。

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 3,135百万円 無形固定資産 100万円 合計 3,135百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,322百万円 無形固定資産 100万円 合計 1,322百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,812百万円 無形固定資産 100万円 合計 1,812百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 396百万円 1年超 1,416百万円 合計 1,812百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 199百万円 減価償却費 199百万円 相当額 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 - オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 5百万円 1年超 4百万円 合計 9百万円	1 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 2,947百万円 無形固定資産 100万円 合計 2,947百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,609百万円 無形固定資産 100万円 合計 1,609百万円 中間連結会計期間末残高相当額 有形固定資産 1,337百万円 無形固定資産 100万円 合計 1,337百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 1年内 372百万円 1年超 965百万円 合計 1,337百万円 (注) 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額は、未経過リース料中間連結会計期間末残高が有形固定資産の中間連結会計期間末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 186百万円 減価償却費 186百万円 相当額 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 - オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 7百万円 1年超 18百万円 合計 26百万円	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引（新リース会計基準適用開始前の通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっているもの） - リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 取得価額相当額 有形固定資産 3,131百万円 無形固定資産 100万円 合計 3,131百万円 減価償却累計額相当額 有形固定資産 1,517百万円 無形固定資産 100万円 合計 1,517百万円 年度末残高相当額 有形固定資産 1,614百万円 無形固定資産 100万円 合計 1,614百万円 (注) 取得価額相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 未経過リース料年度末残高相当額 1年内 395百万円 1年超 1,218百万円 合計 1,614百万円 (注) 未経過リース料年度末残高相当額は、未経過リース料年度末残高が有形固定資産の年度末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっております。 - 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 397百万円 減価償却費 397百万円 相当額 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 2 オペレーティング・リース取引 - オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料 1年内 7百万円 1年超 22百万円 合計 30百万円

(金融商品関係)

I 当中間連結会計期間(自平成22年4月1日 至平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません(注2)参照)。また、重要性の乏しいものについては、記載を省略しております。

(単位:百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	46,551	46,551	—
(2) コールローン及び買入手形	11,251	11,251	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	202,235	203,619	1,383
その他有価証券	784,742	784,742	—
(4) 貸出金	2,453,306		
貸倒引当金(*1)	△23,341		
	2,429,965	2,446,121	16,155
資産計	3,474,747	3,492,287	17,539
(1) 預金	3,297,140	3,302,774	5,634
(2) 譲渡性預金	35,564	35,564	—
(3) 借入金	30,641	31,538	897
(4) 社債	8,000	8,229	229
負債計	3,371,346	3,378,107	6,761
デリバティブ取引(*2)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(55)	(55)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	480	480	—
デリバティブ取引計	425	425	—

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、()で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間(1年以内)であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。非公募私募債については、(4)貸出金の時価算定方法と同様の方法によっております。

変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンベクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スポットレートや円スワップションボラティリティであります。当社は、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金、及び(4) 社債

借入金及び社債については、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。なお、短期市場金利に連動する変動金利によるものは、当行グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、契約期間が短期間（１年以内）のものについても、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注２) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（＊１）（＊２）	1,858
② 組合出資金（＊３）	84
合 計	1,943

- (※1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (※2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について14百万円減損処理を行っております。
- (※3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

II 前連結会計年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、預金業務、貸出業務等の銀行業務を中心に、電子計算機関連業務、リース業務、クレジットカード業務等の金融サービスに係る事業を行っております。主たる業務である預金業務、貸出業務ならびに有価証券運用等において、金利の変動リスクを有していることから、資産及び負債の総合的管理（ALM）を行うとともに、その一環として、デリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社グループが保有する金融資産は、主として国内のお取引先に対する貸出金であり、お取引先の債務不履行による信用リスクおよび金利の変動リスクに晒されております。また、有価証券は、主として債券、株式、投資信託等であり、満期保有目的、純投資目的、政策投資目的及び売買目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、価格の変動リスクに晒されております。

主な金融負債である預金については、流動性リスクが存在するとともに、金融資産と同様に金利の変動リスクに晒されております。

デリバティブ取引に内在する主要なリスクは、金利、為替、株価等の市況変動に係る市場リスクと、取引相手先の契約不履行などに係る信用リスクです。当社グループが利用しているデリバティブ取引は、大部分がリスクヘッジを目的としており、デリバティブ取引の市場リスクは、ヘッジ対象取引の市場リスクとほぼ相殺されています。なお、ヘッジ会計を適用したヘッジ手段は通貨スワップ等であり、ヘッジ対象は外貨建の有価証券等であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

「信用リスク管理規程」等各種規程類を制定し、信用リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な信用リスク管理を行うための態勢整備を行っております。具体的には、審査部門が与信先の財務状況、資金使途、返済財源等を的確に把握し、与信案件のリスク特性に応じた適切な審査を行っております。また、与信管理部門は、信用格付制度の整備・運用のほか、与信の集中リスク回避を目的とした自主限度の設定・管理、信用リスクの定量的把握を行い、計測した信用リスク量については、統合リスク管理の枠組みの中で、取締役会やリスク管理委員会にて報告・協議を行っております。

② 市場リスクの管理

「市場性リスク管理規程」等各種規程類を制定し、市場リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な市場リスク管理を行うための態勢整備を行っております。

(i) 金利リスクの管理

金利リスク管理については、定期的に有価証券及び預貸金等の資産・負債全体についての金利リスク量を計測するとともに、金利ギャップ分析や金利感応度分析等を行い、ALM戦略委員会及びリスク管理委員会において報告・協議する体制としております。また、金利リスクを適切にコントロールするため、金利リスク量に限度額を設定し、管理しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

価格変動リスク管理については、金利リスク管理同様、リスク量の計測を行い、そのリスク量に対する限度額を設定し、日々取得リスク量を管理しております。特に、純投資目的の有価証券については、リスク量管理に加え、取引限度額及び損失限度額を設定し、管理しております。また、政策投資目的の株式については、残高削減によるリスク量の軽減に努めております。

(iii) 為替リスクの管理

外貨建資産・負債にかかる為替の変動リスクを把握し、予め定めた限度額の範囲に収まるよう管理するとともに、通貨スワップ等を利用し、リスクの軽減を図っております。

(iv) デリバティブ取引

デリバティブ取引については、ヘッジ目的での使用を基本としておりますが、限定的な範囲でディーリング取引も行っております。なお、取引の執行、ヘッジの有効性評価、事務管理に関する部門については、それぞれ分離し、内部牽制を確立しております。

③ 流動性リスクの管理

「流動性リスク管理規程」等各種規程類を制定し、流動性リスク管理の基本方針や管理体制を定め、適切な流動性リスク管理を行うための態勢整備を行っております。当社グループでは、安定した資金繰り管理と、高い流動性準備の確保、及び流動性リスクが顕在化した場合に備えての予兆管理の徹底に努めております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（（注2）参照）。また、重要性の乏しいものについては、記載を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	62,121	62,121	—
(2) コールローン及び買入手形	85,808	85,808	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	208,365	209,818	1,453
その他有価証券	737,411	737,411	—
(4) 貸出金	2,445,529		
貸倒引当金（＊1）	△29,415		
	2,416,114	2,430,774	14,659
資産計	3,509,820	3,525,933	16,113
(1) 預金	3,270,199	3,275,576	5,376
(2) 譲渡性預金	127,332	127,332	—
(3) 借入金	34,748	34,514	△233
(4) 社債	8,000	8,131	131
負債計	3,440,279	3,445,554	5,275
デリバティブ取引（＊2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(307)	(307)	—
ヘッジ会計が適用されているもの	209	209	—
デリバティブ取引計	(97)	(97)	—

（＊1）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（＊2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) コールローン及び買入手形

コールローン及び買入手形については、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格、業界団体の公表する価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。非公募私募債については、(4)貸出金の時価算定方法と同様の方法によっております。

変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価としております。

変動利付国債の時価については、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンベクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スポットレートや円スワップションボラティリティであります。当社は、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収可能額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から現在の貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似していると想定されるため、当該帳簿価額を時価としております。

負 債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金については、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 借入金、及び(4) 社債

借入金及び社債については、将来のキャッシュ・フローを同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、当該価格を時価としております。なお、短期市場金利に連動する変動金利によるものは、当社グループの信用状態が実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、契約期間が短期間（1年以内）のものについても、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）であり、割引現在価値、オプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

（注２） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3) 其他有価証券」には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	連結貸借対照表計上額
① 非上場株式（＊１）（＊２）	1,860
② 組合出資金（＊３）	91
合 計	1,952

（＊１） 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

（＊２） 当連結会計年度において、非上場株式について 38百万円減損処理を行っております。

（＊３） 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象としておりません。

（注３） 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

（単位：百万円）

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
現金預け金	62,121	—	—	—	—	—
コールローン及び買入手形	85,808	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	30,995	12,975	21,076	35,800	34,000	70,000
うち国債	—	—	—	26,800	34,000	70,000
地方債	8,516	—	14,396	—	—	—
社債	8,279	9,975	6,680	—	—	—
その他	14,200	3,000	—	9,000	—	—
外国債券	14,200	3,000	—	9,000	—	—
其他有価証券のうち満期があるもの	26,093	107,350	70,095	58,877	286,234	128,884
うち国債	—	—	2,100	—	151,500	70,000
地方債	165	10,962	18,939	15,161	94,348	1,000
社債	11,928	13,388	19,261	9,161	8,611	21,442
その他	14,000	83,000	29,795	34,554	31,775	36,441
外国債券	14,000	83,000	29,795	34,554	31,775	36,441
貸出金（＊）	643,938	456,453	313,694	186,683	202,098	505,513
合 計	848,956	576,780	404,865	281,360	522,333	704,397

（＊） 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない96,157百万円、期間の定めのないもの40,991百万円は含めておりません。

(注4) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	2,645,710	501,843	122,644	—	—	—
譲渡性預金	127,332	—	—	—	—	—
借入金	4,160	256	1,331	14,000	15,000	—
社債	—	—	—	5,000	3,000	—
合 計	2,777,203	502,100	123,975	19,000	18,000	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

- ※ 1. 中間連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権を含めて記載しております。
- ※ 2. 「子会社株式及び関連会社株式」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
国債	134,573	134,516	△56
地方債	22,856	23,265	409
短期社債	—	—	—
社債	27,989	28,411	421
その他	31,462	31,198	△263
外国債券	31,462	31,198	△263
その他	—	—	—
合計	216,882	217,392	510

(注) 1 時価は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づいております。

2 変動利付国債の時価については、市場価格を時価とみなせない状態にあると判断し、合理的に算定された価額をもって時価としております。

なお、変動利付国債の合理的に算定された価額は、当該変動利付国債から発生する将来キャッシュ・フローの算定上、コンベクシティ調整及びブラック・ショールズ型のオプションモデルで計算したゼロフロアオプションの価値を考慮したうえで、割引現在価値とした価額であります。なお、算定に用いる主な変数は、国債スポットレートや円スワップションボラティリティであります。当社では、当該価額を情報ベンダーより入手し、その適切性を検証のうえ利用しております。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照 表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	48,150	43,734	△4,415
債券	360,192	362,339	2,147
国債	168,838	168,396	△442
地方債	115,601	117,689	2,087
短期社債	—	—	—
社債	75,751	76,253	502
その他	256,085	242,801	△13,283
外国債券	230,123	220,608	△9,515
その他	25,962	22,193	△3,768
合計	664,427	648,875	△15,551

(注) 1 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2 その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間における減損処理額は、1,576百万円(すべて株式)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の外部格付等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
その他有価証券	
非公募事業債	12,037
非上場株式	1,871
非上場その他の証券	141

4 流動性が乏しいことにより保有目的を変更した有価証券

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成21年9月30日現在)

	時価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	中間連結貸借対照表に計上 されたその他有価証券評価 差額金の額(百万円)
国債	134,516	134,573	6,882

Ⅱ 当中間連結会計期間末

１．満期保有目的の債券(平成22年９月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えるもの	国債	133,679	134,412	733
	地方債	18,634	19,048	414
	社債	20,503	20,804	300
	その他	12,099	12,122	22
	外国債券	12,099	12,122	22
	小計	184,917	186,388	1,470
時価が中間連結貸借対照 表計上額を超えないもの	国債	9,609	9,608	△ 1
	その他	7,709	7,623	△ 85
	外国債券	7,709	7,623	△ 85
	小計	17,318	17,231	△ 87
合 計		202,235	203,619	1,383

２．その他有価証券(平成22年９月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えるもの	株式	12,220	9,546	2,673
	債券	489,640	473,079	16,560
	国債	240,250	232,329	7,921
	地方債	173,637	166,745	6,891
	社債	75,752	74,005	1,747
	その他	123,092	118,155	4,937
	外国債券	121,065	116,293	4,771
	その他	2,027	1,861	165
	小計	624,952	600,781	24,170
中間連結貸借対照表計上 額が取得原価を超えないもの	株式	22,227	27,280	△ 5,053
	債券	22,077	22,129	△ 52
	国債	11,860	11,891	△ 30
	地方債	5,000	5,000	—
	社債	5,216	5,237	△ 21
	その他	116,874	124,303	△ 7,429
	外国債券	101,973	106,283	△ 4,310
	その他	14,901	18,020	△ 3,118
	小計	161,179	173,713	△ 12,534
合 計		786,131	774,495	11,636

３．減損処理を行った有価証券

有価証券（売買目的有価証券を除く。）で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間において、その他有価証券で時価のあるものについて、2,064百万円（うち、株式1,494百万円、その他570百万円）を減損処理しております。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄について、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券(平成22年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	41

2. 満期保有目的の債券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	134,381	135,077	695
	地方債	22,879	23,283	404
	社債	24,917	25,286	368
	その他	13,377	13,439	62
	外国債券	13,377	13,439	62
	小計	195,555	197,087	1,531
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	その他	12,809	12,731	△ 78
	外国債券	12,809	12,731	△ 78
	小計	12,809	12,731	△ 78
合 計		208,365	209,818	1,453

3. その他有価証券(平成22年3月31日現在)

	種類	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価(百万円)	差額(百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	16,845	12,397	4,447
	債券	215,752	212,331	3,421
	国債	28,806	28,740	66
	地方債	114,926	112,526	2,399
	社債	72,018	71,063	955
	その他	77,251	75,545	1,705
	外国債券	75,354	73,933	1,421
	その他	1,896	1,611	284
	小計	309,848	300,274	9,574
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	27,217	29,607	△ 2,390
	債券	233,926	236,204	△ 2,277
	国債	193,464	195,452	△ 1,988
	地方債	28,053	28,268	△ 215
	社債	12,408	12,482	△ 73
	その他	165,972	176,733	△ 10,761
	外国債券	143,691	151,038	△ 7,347
	その他	22,280	25,694	△ 3,413
	小計	427,115	442,545	△ 15,429
合 計		736,964	742,819	△ 5,854

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
株式	12,268	1,918	2,652
債券	390,065	3,504	76
国債	308,960	2,225	63
地方債	67,597	994	11
社債	13,508	284	1
その他	57,966	1,564	964
外国証券	48,271	1,489	437
その他	9,694	75	526
合計	460,300	6,987	3,693

6. 保有目的を変更した有価証券

その他有価証券から満期保有目的の債券へ変更したもの(平成22年3月31日現在)

	時価(百万円)	連結貸借対照表計上額 (百万円)	連結貸借対照表に計上されたその他 有価証券評価差額金の額(百万円)
国債	135,077	134,381	3,917

7. 減損処理を行った有価証券

その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度における減損処理額は、6,695百万円(うち、株式6,683百万円、社債11百万円)であります。

また、「時価が著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価より30%超下落した場合としております。

なお、時価が30%超下落した銘柄のうち、時価が50%超下落した銘柄についてはすべて、また、30%超50%以下下落した銘柄について、株式等については発行会社の業績推移、市場価格の推移、市場環境の動向等の内的・外的要因により、また、債券については発行会社の信用状態等により、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められない銘柄について減損処理することとしております。

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の金銭の信託(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

III 前連結会計年度末

1 運用目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

2 満期保有目的の金銭の信託(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成22年3月31日現在)

該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△8,669
その他有価証券	△8,669
その他の金銭の信託	—
(+)繰延税金資産	1,295
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△7,374
(△)少数株主持分相当額	8
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△7,383

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成22年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	17,830
その他有価証券	17,830
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	6,778
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	11,052
(△)少数株主持分相当額	17
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	11,035

III 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成22年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	683
その他有価証券	683
その他の金銭の信託	—
(△)繰延税金負債	2,557
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△1,874
(△)少数株主持分相当額	23
(+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る 評価差額金のうち親会社持分相当額	—
その他有価証券評価差額金	△1,897

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品	通貨先物	—	—	—
取引所	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	246,033	205	205
	為替予約	37,981	203	203
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	409	409

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅱ 当中間連結会計期間末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年 9 月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	216,661	185,331	221	221
	為替予約				
	売建	59,315	—	△277	△277
	買建	121	—	0	0
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△55	△55

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年 9 月30日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の中間連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年9月30日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	2,590	913	480
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	480

(注) 1 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年9月30日現在)

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごとの連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年 3 月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年 3 月31日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年 超のもの(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金 融 商 品 取 引 所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	253,671	183,524	200	200
	為替予約				
	売建	20,505	—	△524	△524
	買建	2,329	—	16	16
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	△307	△307

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年 3 月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年 3 月31日現在)

該当ありません。

(5) 商品関連取引(平成22年 3 月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成22年 3 月31日現在)

該当ありません。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引について、取引の対象物の種類ごと、ヘッジ会計の方法別の連結決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額及び時価並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。なお、契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(1) 金利関連取引(平成22年 3 月31日現在)

該当ありません。

(2) 通貨関連取引(平成22年 3 月31日現在)

ヘッジ会計の方法	種類	主なヘッジ対象	契約額等(百万円)	契約額等のうち1年超のもの(百万円)	時価(百万円)
原則的処理方法	通貨スワップ	外貨建の有価証券	2,860	2,860	209
	為替予約	—	—	—	—
	その他	—	—	—	—
	合計	—	—	—	209

(注) 1 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づき、繰延ヘッジによっております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成22年 3 月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成22年 3 月31日現在)

該当ありません。

(ストック・オプション等関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

(企業結合等関係)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

共通支配下の取引等

1 結合当事企業の名称及びその事業の内容、企業結合の法的形式、結合後企業の名称並びに取引の目的を含む取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及びその事業の内容

- ・ 株式会社紀陽カードディーシー (クレジットカード業)
- ・ 和歌山銀カード株式会社 (クレジットカード業)

(2) 企業結合の法的形式

株式会社紀陽カードディーシーを存続会社とし、和歌山銀カード株式会社を消滅会社とする吸収合併。

(3) 結合後企業の名称

株式会社紀陽カードディーシー

(4) 取引の目的を含む取引の概要

グループ経営の効率化を図るため、ともに三菱UFJニコス株式会社をカードブランド母体とする株式会社紀陽カードディーシーと和歌山銀カード株式会社が平成21年4月1日に合併いたしました。

2 実施した会計処理の概要

当該合併は、当社の連結子会社同士の合併であり、「企業結合に係る会計基準」(企業会計審議会平成15年10月31日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成19年11月15日公表分)に基づき、共通支配下の取引として会計処理しております。

当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

(資産除去債務関係)

当中間連結会計期間末 (平成22年 9 月30日現在)

当中間連結会計期間における当該資産除去債務の総額の増減	
前連結会計年度末残高 (注)	378百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	6百万円
その他増減額 (△は減少)	3百万円
当中間連結会計期間末残高	<u>388百万円</u>

(注) 当中間連結会計期間から「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年 3 月31日) 及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年 3 月31日) を適用しているため、前連結会計年度の末日における残高に代えて、当中間連結会計期間の期首における残高を記載しております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	銀行業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	39,346	3,392	42,739	—	42,739
(2) セグメント間 の内部経常収益	194	1,829	2,023	(2,023)	—
計	39,541	5,221	44,763	(2,023)	42,739
経常費用	35,867	4,788	40,655	(1,908)	38,746
経常利益	3,674	433	4,108	(115)	3,992

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2 各事業の主な内容は次のとおりであります。

(1) 銀行業・・・・・・銀行業務

(2) その他の事業・・・・・・電子計算機関連業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務等

3 「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 4 会計処理基準に関する事項 (6)退職給付引当金の計上基準」に記載のとおり、連結子会社である株式会社紀陽銀行において、数理計算上の差異の費用処理年数については、従業員の平均残存勤務期間が短縮したことに伴い見直しを行った結果、当中間連結会計期間より10年から9年へ変更しております。

この変更により、銀行業の経常費用が109百万円増加し、経常利益が同額減少しております。

4 前中間連結会計期間において、電子計算機関連業、事務代行業及びリース業を区分掲記しておりましたが、それぞれ全セグメントの経常利益の合計額の10%未満となり重要性がなくなったため、当中間連結会計期間よりその他の事業に含めて表示しております。なお、当中間連結会計期間のその他の事業には、電子計算機関連業、事務代行業及びリース業に係る以下の計数が含まれております。

	電子計算 機関連業 (百万円)	事務 代行業 (百万円)	リース業 (百万円)
経常収益	1,808	897	1,538
経常利益	199	83	119

前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

	銀行業 (百万円)	その他の 事業 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
I 経常収益					
(1) 外部顧客に 対する経常収益	79,063	7,149	86,213	—	86,213
(2) セグメント間 の内部経常収益	370	3,594	3,964	(3,964)	—
計	79,434	10,744	90,178	(3,964)	86,213
経常費用	73,280	10,067	83,348	(3,761)	79,587
経常利益	6,153	676	6,830	(203)	6,626
II 資産、減価償却 費、減損損失及 び資本的支出					
資産	3,668,277	18,818	3,687,096	(14,022)	3,673,074
減価償却費	2,460	282	2,742	—	2,742
減損損失	7	—	7	—	7
資本的支出	5,779	123	5,902	—	5,902

- (注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
- 2 各事業の主な内容は次のとおりであります。
- (1) 銀行業・・・・・・・・銀行業務
- (2) その他の事業・・・・・・・・電子計算機関連業務、事務代行業務、リース業務
ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務等
- 3 「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更」に記載のとおり、当連結会計年度から、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号平成20年3月10日）および「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号平成20年3月10日）を適用しております。
- これにより、従来の方法によった場合に比べ、銀行業において、資産が67百万円増加し、経常利益が63百万円増加しております。
- 4 前連結会計年度において、重要性が増したため区分掲記していた電子計算機関連業、事務代行業及びリース業は、それぞれ全セグメントの経常利益の合計額の10%未満となり重要性がなくなったため、当連結会計年度よりその他の事業に含めて表示しております。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び海外支店が存在しないため、所在地別セグメント情報は記載しておりません。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

国際業務経常収益が連結経常収益の10%未満のため、国際業務経常収益の記載を省略しております。

【セグメント情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 報告セグメントの概要

当社グループは、当社及び連結子会社7社で構成され、銀行業務を中心として各種金融サービスに係る事業を行っております。

当社グループでは、取締役会や代表取締役社長の最高協議機関である経営会議において、経営資源の配分や業績の評価を定期的に行っており、その評価単位については、銀行業務を営む株式会社紀陽銀行の計数を主としております。

従いまして、当社グループにおいては、「銀行業」を報告セグメントとしております。

2. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

また、セグメント間の取引価額は第三者間の取引価額に基づいております。

3. 報告セグメントごとの経常収益、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

(単位：百万円)

	報告セグメント 銀行業	その他	合 計	調整額	中間連結財務 諸表計上額
経常収益					
外部顧客に対する 経常収益	41,349	3,717	45,067	—	45,067
セグメント間の内部 経常収益	221	1,484	1,705	△1,705	—
計	41,570	5,202	46,772	△1,705	45,067
セグメント利益	5,811	549	6,361	△19	6,341
セグメント資産	3,604,148	24,852	3,629,001	△19,977	3,609,024
セグメント負債	3,433,854	18,022	3,451,876	△17,393	3,434,483
その他の項目					
減価償却費	1,850	83	1,934	—	1,934
資金運用収益	30,198	185	30,384	△90	30,294
資金調達費用	4,692	80	4,772	△86	4,686
特別利益	4,046	△231	3,814	△157	3,657
(貸倒引当金戻入益)	(3,390)	(△477)	(2,913)	(△157)	(2,756)
(償却債権取立益)	(655)	(245)	(901)	—	(901)
特別損失	1,048	0	1,048	—	1,048
(固定資産処分損)	(4)	(0)	(4)	—	(4)
(減損損失)	(794)	—	(794)	—	(794)
(資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額)	(249)	—	(249)	—	(249)
税金費用	3,247	228	3,475	—	3,475
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,101	202	2,304	—	2,304

- (注) 1. 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。
2. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれていない事業セグメントであり、信用保証業務、事務代行業務、リース業務、ベンチャーキャピタル業務、クレジットカード業務、電子計算機関連業務を含んでおります。
3. 調整額は、以下のとおりであります。
- (1) 経常収益の調整額△1,705百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (2) セグメント利益の調整額△19百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (3) セグメント資産の調整額△19,977百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (4) セグメント負債の調整額△17,393百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (5) 資金運用収益の調整額△90百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (6) 資金調達費用の調整額△86百万円は、セグメント間取引消去であります。
 - (7) 特別利益における貸倒引当金戻入益の調整額△157百万円は、セグメント間取引消去であります。
4. セグメント利益は、中間連結損益計算書の経常利益と調整を行っております。

(追加情報)

当中間連結会計期間から「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号平成20年3月21日）を適用しております。

【関連情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. サービスごとの情報

(単位：百万円)

	貸出業務	有価証券投資業務	その他	合 計
外部顧客に対する 経常収益	23,093	13,467	8,505	45,067

(注) 一般企業の売上高に代えて、経常収益を記載しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 経常収益

当社グループは、本邦の外部顧客に対する経常収益に区分した金額が中間連結損益計算書の経常収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社グループは、本邦に所在している有形固定資産の金額が中間連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する経常収益で中間連結損益計算書の経常収益の10%以上を占めるものがないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

(単位：百万円)

	報告セグメント 銀行業	その他	合 計
減損損失	794	—	794

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

（単位：百万円）

	報告セグメント	その他	合 計
	銀行業		
当中間期償却額	839	—	839
当中間期末残高	8,959	—	8,959

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

当中間連結会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

該当ありません。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり純資産額	円	155.58	190.17	168.08
1株当たり中間(当期) 純利益金額	円	2.90	7.42	7.06
潜在株式調整後1株当 り中間(当期)純利益金額	円	2.15	5.48	5.83

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成22年9月30日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	150,814	174,541	158,900
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	35,794	35,545	36,142
うち少数株主持分	百万円	1,941	2,054	2,008
うち優先株式発行金額	百万円	33,852	33,491	33,509
うち定時株主総会決議に よる優先配当額	百万円	—	—	625
普通株式に係る中間期末(期 末)の純資産額	百万円	115,019	138,995	122,757
1株当たり純資産額の算定に 用いられた中間期末(期末)の 普通株式の数	千株	739,276	730,904	730,369

2 1株当たり中間(当期)純利益金額及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益	百万円	2,146	5,419	5,836
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	625
うち定時株主総会決議に よる優先配当額	百万円	—	—	625
普通株式に係る 中間(当期)純利益	百万円	2,146	5,419	5,211
普通株式の(中間)期中 平均株式数	千株	739,241	730,634	738,177
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	585
うち定時株主総会決議に よる優先配当額	百万円	—	—	585
普通株式増加数	千株	261,192	257,884	256,662
うち優先株式	千株	261,192	257,884	256,662
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額の算定に 含めなかった潜在株式の概要		—	—	第二種優先株式 (発行済株式総数 4,039千株) なお、上記優先株式 の概要は、「第4 提 出会社の状況」中「1 株式等の状況」の 「(1)株式の総数等」 に記載のとおり。

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)、当中間連結会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)及び前連結会計年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

該当ありません。

2 【その他】

第2四半期連結会計期間に係る損益計算書

当社は、特定事業会社（企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社）に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
経常収益	21,532	22,440
資金運用収益	15,332	15,121
(うち貸出金利息)	12,110	11,512
(うち有価証券利息配当金)	3,145	3,544
役務取引等収益	2,630	2,633
その他業務収益	2,688	4,556
その他経常収益	881	128
経常費用	19,127	20,042
資金調達費用	2,607	2,252
(うち預金利息)	2,289	1,905
役務取引等費用	999	984
その他業務費用	1,606	2,620
営業経費	9,977	10,323
その他経常費用	※1 3,937	※1 3,860
経常利益	2,405	2,398
特別利益	382	2,486
償却債権取立益	382	481
貸倒引当金戻入益	—	2,004
特別損失	16	11
固定資産処分損	11	3
減損損失	5	8
税金等調整前四半期純利益	2,770	4,873
法人税、住民税及び事業税	289	204
法人税等調整額	1,450	877
法人税等合計	1,739	1,082
少数株主損益調整前四半期純利益		3,791
少数株主利益	34	40
四半期純利益	996	3,751

前第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)
※1 その他経常費用には、株式等償却1,404百万円、貸倒引当金繰入額1,199百万円、貸出金償却870百万円及び貸出債権譲渡損65百万円を含んでおります。	※1 その他経常費用には、株式等償却971百万円、貸出金償却1,561百万円及び貸出債権譲渡損6百万円を含んでおります。

3 【中間財務諸表】
(1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成21年 9 月30日)	当中間会計期間末 (平成22年 9 月30日)	前事業年度の 要約貸借対照表 (平成22年 3 月31日)
資産の部			
流動資産			
現金及び預金	626	435	659
有価証券	5,000	5,498	5,000
その他	626	729	617
流動資産合計	6,253	6,664	6,276
固定資産			
有形固定資産	※1 0	※1 0	※1 0
無形固定資産	0	0	0
投資その他の資産			
関係会社株式	131,128	131,128	131,128
関係会社長期貸付金	※2 5,000	※2 5,000	※2 5,000
その他	19	—	—
投資その他の資産合計	136,147	136,128	136,128
固定資産合計	136,148	136,128	136,128
繰延資産	7	—	—
資産合計	142,409	142,792	142,405
負債の部			
流動負債			
未払法人税等	8	8	9
その他	34	40	34
流動負債合計	42	49	44
固定負債			
長期借入金	※3 5,000	※3 6,047	※3 6,200
その他	—	38	44
固定負債合計	5,000	6,085	6,244
負債合計	5,042	6,134	6,288
純資産の部			
株主資本			
資本金	58,350	58,350	58,350
資本剰余金			
資本準備金	47,044	47,044	47,044
その他資本剰余金	23,981	23,985	23,980
資本剰余金合計	71,025	71,030	71,025
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	8,069	8,459	7,976
利益剰余金合計	8,069	8,459	7,976
自己株式	△78	△1,181	△1,235
株主資本合計	137,366	136,658	136,116
純資産合計	137,366	136,658	136,116
負債純資産合計	142,409	142,792	142,405

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
営業収益	2,935	3,541	3,037
営業費用			
販売費及び一般管理費	※1 215	※1 240	※1 403
営業費用合計	215	240	403
営業利益	2,719	3,301	2,633
営業外収益	※2 93	※2 89	※2 180
営業外費用	※3 102	※3 88	※3 195
経常利益	2,710	3,302	2,618
税引前中間純利益	2,710	3,302	2,618
法人税、住民税及び事業税	1	1	3
法人税等調整額	△2	0	△2
法人税等合計	△0	1	1
中間純利益	2,710	3,300	2,617

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	58,350	58,350	58,350
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	58,350	58,350	58,350
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	47,044	47,044	47,044
当中間期変動額			
当中間期変動額合計	—	—	—
当中間期末残高	47,044	47,044	47,044
その他資本剰余金			
前期末残高	23,981	23,980	23,981
当中間期変動額			
自己株式の処分	△0	4	△0
当中間期変動額合計	△0	4	△0
当中間期末残高	23,981	23,985	23,980
資本剰余金合計			
前期末残高	71,026	71,025	71,026
当中間期変動額			
自己株式の処分	△0	4	△0
当中間期変動額合計	△0	4	△0
当中間期末残高	71,025	71,030	71,025
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	8,301	7,976	8,301
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,941	△2,817	△2,941
中間純利益	2,710	3,300	2,617
当中間期変動額合計	△231	483	△324
当中間期末残高	8,069	8,459	7,976
自己株式			
前期末残高	△76	△1,235	△76
当中間期変動額			
自己株式の取得	△4	△85	△1,161
自己株式の処分	1	139	2
当中間期変動額合計	△2	53	△1,159
当中間期末残高	△78	△1,181	△1,235

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度の 株主資本等変動計算書 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
株主資本合計			
前期末残高	137,601	136,116	137,601
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,941	△2,817	△2,941
中間純利益	2,710	3,300	2,617
自己株式の取得	△4	△85	△1,161
自己株式の処分	1	144	1
当中間期変動額合計	△234	541	△1,484
当中間期末残高	137,366	136,658	136,116
純資産合計			
前期末残高	137,601	136,116	137,601
当中間期変動額			
剰余金の配当	△2,941	△2,817	△2,941
中間純利益	2,710	3,300	2,617
自己株式の取得	△4	△85	△1,161
自己株式の処分	1	144	1
当中間期変動額合計	△234	541	△1,484
当中間期末残高	137,366	136,658	136,116

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
1 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のないもの 譲渡性預金については 償却原価法	(1) 子会社株式 同左 ——— (3) 満期保有目的の債券 移動平均法による償却 原価法（定額法）	(1) 子会社株式 同左 (2) その他有価証券 時価のないもの 譲渡性預金については 償却原価法
2 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 なお、耐用年数は次の とおりであります。 器具及び備品：4年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェア については、社内にお ける利用可能期間（5年） に基づく定額法により償 却しております。	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左	(1) 有形固定資産 同左 (2) 無形固定資産 同左
3 繰延資産の処理方法	(1) 創立費 創立費については、5 年間の均等償却を行って おります。 (2) 株式交付費 株式交付費について は、定額法（3年）によ り償却しております。	——— ———	(1) 創立費 創立費については、5 年間の均等償却を行って おります。 (2) 株式交付費 株式交付費について は、定額法（3年）によ り償却しております。
4 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の 会計処理は、税抜方式によ っております。	同左	同左

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成21年 9 月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年 4 月 1 日 至 平成22年 9 月30日)	前事業年度 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31日)
		(信託型従業員持株インセンティブ・プランにおける会計処理について) 当社は、平成22年 2 月 1 日開催の取締役会において、当社グループ従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブを付与し、従業員の経営参画意識を高めることで、業績向上につなげることを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。 本プランは、「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「紀陽フィナンシャルグループ従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、今後 5 年間にわたり持株会が取得する規模の当社株式を予め取得します。その後、従持信託から持株会に対して定時に当社株式の譲渡が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす従業員に分配されます。なお、当社は従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証をしているため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当額の借入金残債がある場合には、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。 当該株式の取得・処分については、当社が信託口の債務を保証しており、経済的実態を重視した保守的な観点から、当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っております。従って、信託口が所有する当社株式や信託口の資産及び負債並びに費用及び収益についても貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書に含めて計上しております。なお、当事業年度末に従持信託が所有する当該株式数は10,034,000株であります。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成21年9月30日)	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)	前事業年度末 (平成22年3月31日)
※1 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円	※1 有形固定資産の減価償却累計額 0百万円
※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。	※2 関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付貸付金であります。
※3 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	※3 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。	※3 長期借入金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金であります。

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)	前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
※1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円	※1 減価償却実施額 有形固定資産 0百万円 無形固定資産 0百万円
※2 営業外収益のうち主要なもの 関係会社貸付金利息 89百万円	※2 営業外収益のうち主要なもの 関係会社貸付金利息 81百万円	※2 営業外収益のうち主要なもの 関係会社貸付金利息 172百万円
※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 70百万円	※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 69百万円	※3 営業外費用のうち主要なもの 支払利息 137百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

I 前中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	448	37	10	475	(注) 1
第二種優先株式	—	140	140	—	(注) 2
合計	448	177	150	475	—

(注) 1 普通株式数の増加は、単元未満株式の買取によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2 優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるものであります。

II 当中間会計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	前事業年度末 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	10,534	700	1,201	10,034	(注) 1
第二種優先株式	—	36	36	—	(注) 2
合計	10,534	736	1,237	10,034	—

(注) 1 普通株式数の増加は、単元未満株式の買取(368千株)及び従業員持株会専用信託が取得した当社株式(332千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求(19千株)及び従業員持株会専用信託が売却した当社株式(1,182千株)によるものであります。

2 優先株式数の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるものであります。

III 前事業年度 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項 (単位: 千株)

	前事業年度末 株式数	当事業年度増加 株式数	当事業年度減少 株式数	当事業年度末 株式数	摘要
自己株式					
普通株式	448	10,099	13	10,534	(注) 1
第一種優先株式	—	223	223	—	(注) 2
第二種優先株式	—	514	514	—	(注) 2
合計	448	10,836	750	10,534	—

(注) 1 普通株式数の増加は、単元未満株式の買取(65千株)及び従業員持株会専用信託が取得した当社株式(10,034千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増し請求によるものであります。

2 第一種優先株式及び第二種優先株式の増加は、優先株式の普通株式を対価とする取得の請求によるものであり、減少は消却によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)、当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)及び前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ありません。

(有価証券関係)

I 前中間会計期間末(平成21年9月30日現在)
子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの
該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成22年9月30日現在)
子会社株式及び関連会社株式
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	131,128
関連会社株式	—
合 計	131,128

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

III 前事業年度末(平成22年3月31日現在)
子会社株式及び関連会社株式
該当ありません。

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社株式	131,128
関連会社株式	—
合 計	131,128

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(企業結合等関係)

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)、当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)及び前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ありません。

(重要な後発事象)

前中間会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)、当中間会計期間(自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日)及び前事業年度(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
該当ありません。

4 【その他】

該当ありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社 紀陽ホールディングス
取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川	井	一	男	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西	尾	方	宏	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥	田		賢	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングス及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

株式会社 紀陽ホールディングス
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングス及び連結子会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月24日

株式会社 紀陽ホールディングス

取締役会 御中

あずさ監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	川 井 一 男	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	西 尾 方 宏	㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	奥 田 賢	㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第5期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングスの平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の中間監査報告書

平成22年11月22日

株式会社 紀陽ホールディングス

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川 井 一 男 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 奥 田 賢 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社紀陽ホールディングスの平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第6期事業年度の中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社紀陽ホールディングスの平成22年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成22年4月1日から平成22年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年11月25日
【会社名】	株式会社紀陽ホールディングス
【英訳名】	Kiyo Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 片 山 博 臣
【最高財務責任者の役職氏名】	—
【本店の所在の場所】	和歌山市本町1丁目35番地
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長 片山博臣は、当社の第6期第2四半期(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)の四半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。